

1 議事日程(第2号)

(令和4年第2回久山町議会3月定例会)

令和4年3月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

9番	佐伯勝宣	3番	阿部哲
----	------	----	-----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	経営デザイン課長	中原三千代
町民生活課長兼会計管理者	佐々木信一	産業振興課長	久芳義則
福祉課長	稲永みき	健康課長	大嶋昌広
総務課長	久芳浩二	都市整備課長	井上英貴
上下水道課長	横山正利	教育課長	江上智恵

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	小森政彦	議会事務局書記	篠原正継
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

2番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） マスクを外させていただきます。

私は、まず上久原区画整理組合の協定についてお伺いいたします。

平成元年5月8日付で初代組合長久芳醇氏と当時の町長小早川新氏との間で区画整理事業の実施に関わる協定書が作成されておりますが、ご存じでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 承知いたしております。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 協定書には記名捺印^{なついでん}の上、2通を作成し、おのおのが1通保持すると記されておりますが、久山町は保持されているかお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 保持いたしております。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 保持してあるということであれば、後日組合保持の原本と突き合わせ、32年前のことですから文章がお互い間違いであるかないかの確認が必要ではないかと思っておりますので、ぜひ突き合わせをしていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 区画整理組合の方からそういう要請がありましたら、そういう対応を図りたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） そのときはよろしくお願いします。

区画整理組合保持の協定書の内容、ここにコピーがございますが、わずか4条の簡単な条文で作成されております。区画整理の面積は30万㎡以上の広大な土地であり、地権者も100名以上の地権者ということで、多くの面積また大人数にもかかわらず、簡単な条文で作成されているのはなぜであるかご存じでしょうか。できればお返事いただきたいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 内容等につきまして、私の方も把握はしております。ただ、その経緯につきましては、どういう経緯でこれに至ったかということについては把握はしておりません。ただ、恐らく町と組合とでお互いでこれで事業に入っていくという合意の上でやられたというふうに判断いたしております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 当然町長さんにご存じでないというのは分かっております。

ここで、協定以前の町の状況を少しご説明したいと思います。

小早川町長の政策は、当時町の人口約7,200人を目標1万2,000人とされていた。しかし、実質は伸び悩んでおりました。アクセスでは県道猪野篠栗線も東久原までは開通いたしておりましたが、通過予定の上ヶ原の地域は地権者が多く、買収方式では長い歳月を考えるとまだ何も着手できない状態のところでもございました。また、久山町は上久原地区の中心部に広大な採石跡地、埋立地を所有しておりました。別にも、地区内に旧土地開発公社の所有地である土地がたくさんあったという状況でもございます。しかしながら、市街化調整区域であるがために開発もできず、大変苦しい状況だと聞き及んでおりました。

しかし、昭和62年と思われるが、集落地区整備法が法律化されて、市街化調整区域でも条件を整えば開発ができるということになった時代がございます。世間でアイデア町長と称された小早川町長は、この新しい法律を見逃すわけがありません。新しい法律の条件は、区画整理法による施行であること、地区内の建築物は住居に限る、施行後も農業は営めるということでした。地権者の中には県道沿いは倉庫業または工場の建設を強く要望されたが、法律的には許されることはありませんでした。地権者からも多くの意見や提案も出ましたが、1年数カ月余りの協議を踏まえ、小早川町長が地権者は定められた現物の土地を提供すれば町で区画整理組合を設立し完成させる、地区内の町有地の処分資金はあると断言されました。この言葉を裏づける結果が、このわずかな4条で作成された上久原

土地区画整理事業の実施に関わる協定書であります。

協定書は当然生きていると考えておりますが、町長も生きていると思われるかお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

まず、経緯の方をご説明いただき、ありがとうございます。

私の方の今の考えとして述べさせていただきますと思います。

平成元年5月8日に締結した上久原土地区画整理事業の実施に関する協定書につきましては、久芳前町長が過去の一般質問で、この協定書は久山町上久原土地区画整理事業が福岡県から事業認可を受け、さらに久山町上久原土地区画整理組合が設立され、独自に動き出すまでのサポートを町は責任を持ってやるという内容になっておりますが、町はこの事業を推進するという立場でございますので、可能な支援を実施していきたいと考えてますという趣旨の答弁を以前答弁をされてあると思います。町としてもこの事業というのは完了に向けてやっていくということは、行政として当然進めなければいけないというふうに私も判断はしております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） ありがとうございます。

これまでに申し上げていた区画整理区域内の久山町町有地は全て処分がされたのか、少しでも残っているのかをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） すいません。処分というのは今現在保留地としての処分なのか、それとも今現在久山町として土地が残っているのかどうかという、そちらについてはどちらの質問になるでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） まだその土地が、処分せずに残っておるかということでございます。

（町長西村 勝君「町の土地がですか」と呼ぶ）

はい。町有地がたくさんあると。その処分をして区画整理に充てるということを聞いておりましたので、小早川町長から。従って、その土地がもう全て処分されてあるのかということ、まだあるかないかということです。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 町としての事業完了して、換地として町有地は残っております。た

だ、あくまで私の判断としては、町が土地の処分をしてというのは間接的に公管金事業、町の区画整理として町ができる事業としての費用に充てるということの判断ではないかと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 分かります。それはお互いの解釈の違いだと思いますので、その点は後ほどまた組合と話していただければいいかと思えます。

事実、協定書を基に、締結の当事者小早川町長から佐伯町長、鮎川町長、久芳町長までの4代32年間で、区画整理事業も約97%程度の完成を感じているところでございます。

参考までに申し添えますが、久芳町長は定例議会である議員からの質問に対し、久山町の97%が市街化調整区域であり、衰退していく中、農水省と当時の建設省が共管で集落地域整備法をつくった。モデルが久山町であり、上久原を中心としたエリアである。集落整備法を目的としてスタートしたと答弁されたことがございます。またあるときは他の定例議会におかれましても、減歩をしていただいた中で事業はやっていただきたいと言っているのです。町として支援責任は遂行していくべきだと思っているとあります。32年を経過したエリアには230戸ほどの新居が建ち並び、今もなお建築が続いております。県道も完備され、久山町への貢献度はいかななものかと計り知れないものがあるかと思えます。西村町長にもぜひ区画整理組合設立町長小早川新氏の意向を引き継ぎ、上久原区画整理組合を完成させていただきたいと願っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今区画整理で、年数がかかってそういう事業がやっと完了までに至ったと。いろいろ地権者の皆さんのご苦勞等も私もよく分かるつもりです。町としてもこの事業というのは完成を目指すということについて組合とも協議しながら進めていかなければいけないというスタイルは、何ら私も変わっておりません。ただ、問題は、町としてどういうふうに支援できるかということ判断していく、もしくはそれが行政ですので、どこまでがそういうことができるかという制限はやはりかかってきます。それを判断するためにも、今回未施工箇所というのがどういうふうにして起こったかということの原因をまず突き止めていかなければ、次の解決策というのも出てこないというのが現状じゃないかということも私も考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今町長がおっしゃるように、なぜそれが起こったか、力を合わせてや

っていこうという意思是分かりますが、区画整理というものは一度区域に入れば建物以外は全て白地になってしまうところです。従って、土地の所有者が従前の土地に来るとは限らない。全然分からないところに自分の土地が行く場合もあります。また、そういう場合、どういう形式で出来上がるか。面積は減歩ですから分かっておるけども、仕上がった形態は分からないということがあり、最終的にもらって、この土地がまだ自分の感覚としては出来上がっていないというようなことが多々起きておるのではないかという私の想像がございます。

従って、これからあとわずか2、3%の残ということを考えておりますので、町としてまた組合としっかり中身を協議をしていただいて、ぜひとも町の力で完成に至っていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

○議長（只松秀喜君） 引き続き、一般質問を行います。

3番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今回私は第4次総合計画初年度でありますので関連する3件、1点は山田小学校の大規模改修工事、プール改築工事、体育館天井改修工事について。

次に2点目、久山町の森林保全、そして裾野の田園風景の今後の維持管理について。

3点目、草場周辺住環境整備についての都市計画マスタープランとの整合と町内地区計画区域の整備について質問をいたします。

まず、山田小学校改築工事等につきましては、10年以上前から話がありました。当時の小学生は現在成人となっております。PTAの役員さんも、説明もなく、今どうなっているか分からないとの声も聞きます。今年、令和4年度から第4次総合計画がスタートしますが、今後どのように進められるか、また町民にどう説明されるか質問しますとしておりましたが、当初予算を見ますと、幸いに教育振興費に山田小学校大規模改修の業務委託および工事費が約1億1,500万円計上されておりました。今後これにつきましてどのように進めていかれますか、まず質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

まず、山田小学校の改修工事につきましては、前久芳町長時代から懸案事項であり、令和3年度に当初は実施するつもりで議会の方にはご説明があつたと思いますが、しかし昨年度の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から景気低迷による税収の見通しが立たないということで先延ばしということをしていただいたというのを、私の就任のときに、予算編成のときにお話を言わせていただきました。令和3年度の状況を見えます

と、歳入においては固定資産税の税収が復調の兆しを見せており、令和4年度に当初予算を計上させていただいたというような経緯になってます。

改修の計画の内容としましては、令和4年度、令和5年度の2カ年で国庫補助金を活用し、防水と外壁の改修を行います。改修場所は、令和4年度は体育館、職員室などがある管理棟、給食棟、音楽室棟を。令和5年度は特別教室棟で教室棟を予定いたしております。令和4年度に工事費としては約1億1,375万円を計上しております。5年度の予定としましては9,326万3,500円と、現状としては、そういう予定で今考えております。長寿命化の工事が終了しました後の令和6年度以降に天井の吹き付けの修理や電気のLED化等の内部改修を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） ただ今聞きますと、大体主体的には防水改修を4年度に普通教室棟、それから5年度に特別教室棟、そして6年度に体育館の天井ということになっておるようでございます。このような形で進めていただきたいと思いますのですが、実際この中にプールの改築が入っておりません。それにつきましてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問に上がりましたプールの改修についてですが、山田小学校のプールは古いものではあります。漏水などは現在発生してない状況です。また、平成30年度にはろ過器を交換し、安全対策にも努めております。プールの施設整備につきましては、これまで前町長が答弁してきたとおりプールサイドの適宜修繕を行うなど、安全対策を行っていきます。そして、使用については支障がないという状況になっております。プールの構造上、清掃がしにくい状況がありますので、学校側の負担軽減と安全管理の徹底の面から、次年度から業者に清掃を依頼するようしております。今年度は山田小学校の大規模改修もございまして、来年度も予定しております。状況に応じてそういう修理については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） プールにつきましては、実際にプール改修を先に行いますという説明がもう10年ほど前からあっておりました。その中で漏水箇所が出てきたり、そのたびに補修をしてきております。また、ろ過器につきましても故障して、それにつきましてもこれをずっと使うということではなくて、ろ過器を替えて新しくプールを改築したときにもこのろ過器が使えるようにしますという説明も受けております。しかし、今の町長の話です

と、まだまだ使えるからもっと使いますよということでもあります。実際、久原小学校のプールも同じでございますが、山田小学校、久原小学校、もう何十年もたってきております。ですから、今漏水がないということをおっしゃいますが、実際にコンクリートの劣化とかいろんな形でのプールの寿命ははるかに超えておる状況でございます。

ですから、その場、その場の一時的な今までの説明が、ろ過器の故障でもこれをずっとこのまま使うための修繕ですか、改修ですかということをお聞きしますと、いや、次の新しいプールにもこれができるようにしますという説明もありました。それから、プールの底につきましても、底がざらざらして子どもたちがけがして血だらけになっている状況で、簡単に樹脂の表面処理等がその場、その場で行われてきとる。今その状況でございます。ですから、今町長が言われる、まだまだ使えますということにはならないと思っておりますが、再度お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

まず、プールの改修というのは、ご存じのように高額な費用がかかります。授業期間中、使用する日数等いろんなことも考慮して、今のところ優先順位的には改修で何とか、全体的に見るとそういうふうに進めていきたいというのが私の今の考えです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 小学校の校舎そのものは3年計画で整備されていくということでございますので、あくまでもプール、またプールの周辺整備、そして山田小学校全体の最終的な構想計画、そういうものを先に示していただきたいと思っております。

といいますのが、山田小学校のプール周辺整備ということでお話ししておりますが、その分は小学校前の歩道工事のときにも、その補償工事で今まで駐車場で使っておった用地もその代替地のために駐車場が今もう3分の1も少なくなっております。そのときの説明も、プールを移転し、周辺整備の中で駐車場の関係もその中で解決しますという説明です。ですから、一時的にそのときそのときの説明になってきておるわけです。ですから、あくまでも全体的に今後山田小学校全体が今後どういう形になっていくか、そしてまたプールの位置がどの位置に変わるかとかそういう構想までは入れて、そして次にプールは何年頃の予定とかそういう形の説明をしていただきたいが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

全体的に見て、まずは今優先的には学校の建物、ようやく山田小学校の建物の改修に入れるという財政見通しが立ったということで実行するということになっています。その間もやりながらプールというのは行われます。当然その分としてプールを使用させていただくということになります。今いろんなことの当時との経緯、経過、いろんなものも違うと思います。その辺も含めて、議員が言われるように、もう一度全体的にプールをどうしていくのかということについては考えなければいけないのかなと思います。

ただ、私としては、一番これから先、子どもの状況、教育の環境、いろんなものを含めた上でそういうものを判断して決めていきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そのような形で進めていっていただきたいと思います。天井の改修につきましても、天井だけではなくて、体育館の床そのものも傷んでおります。そういうことも含めて全体的な調査を進めていただきたいと思ひますし、またプールにつきましても全体的な計画の中で今後どのような形で、すぐできないけどもこういう計画で進めますよとか、そういう説明がいつになるか分からないということではなくて、そういうことで今後進めていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、次に移ります。

次に、久山町の森林保全、そして裾野の田園風景の今後の維持管理についてでございます。

町内河川の水量が今激変しております。ですから、田植時期でも井堰^{いぜき}を今までは越しておりましたが、今は井堰^{いぜき}の半分ぐらいの水位しかございません。そういう現状の中で、山林の水源涵養^{かんよう}としての保水力、保水率が落ちておるのではないかとと思ひますが、町長はどう考えますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員のご質問にある河川の水量の激減と実際に山の保水率の因果関係というのは、私も調べましたが、はっきりとそういうことは分からないというのが現状だと思ひます。ただ、山の保水率というのは全体的に管理をしていかなければ落ちていくということは理解してます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今町長が言われましたように山の管理をしていかなければならないということで、今後の森林保全について、山の管理をするためにも久山町の三つの健康づく

りの第1の健康として、森林の循環的山の手入れが必要ではないかと考えます。そしてまた、今久山町の体制づくりにつきましても、再三前の町長にもお願いしておりましたが、山に精通した職員の採用的なもの、それから山についての研修をして山そのものを分かってもらわないかんということで、久山町の売りが自然環境、山の保全環境が整備されて久山町の自然環境になっていこうと思うとですよ。ですから、その点がなかなか進んでおられないし、体制づくりもできてないということで考えます。その点につきまして町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 体制づくりということのご質問だと思います。

林業自体がもともとなかなか担い手不足とかそういうことも問題になっております。役所の方としても、そういうことについて町としては景観というのが大事だと、この町の売りであるということは私も理解しております。そのためには、そういう専門的知識を持った方にどのように関わってもらうかというのは大事なところになると思います。これにつきましては、収入面とかいろんなことも含めた上で考えていかなきゃいけないかなと思っています。職員というのは職員で担当者として育成していく、もしくは地域おこし協力隊とかそういう方法はあると思いますが、実際に山を本当に管理していく人たちというところに対しての育成にも今後は力を入れていかなきゃいけないかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 本当に山を知ってもらうということが大切ではないだろうかと思えます。

久山町では、人の健康では生活習慣病健診等を九州大学第2内科と提携して、今60年以上になっております。半世紀以上、森林保全についての対策はなかなか力を入れていただけない今の状況でございますが、町内に九州大学農学部附属演習林がございます。また、大学林も町内に212haほどの山がございます。また、その演習林とも定期的に協議会も今あっておるようでございますが、九州大学と森林保全としての保水力を高める施策や森林保全全般についての指導をお願いするなど、また協議会をつくってもらうなど、いろんなことで活用がお願いできるのではなからうかと思いますが、その点につきまして町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 民間企業、大学等、そういうところとの連携というのはやるべきだと思います。ただ、そこについて管理を行っていく、一緒にやっていくにしろ、どこかで費

用を生み出していかなきゃいけないと思います。そのため、私の方としても今、二酸化炭素吸収で排出権、クレジットとしてやるJ-クレジットを九州電力とやっております。これにつきまして、民間企業ともカーボンオフセットをもう少し進めていくことによって排出量権というその金額をそういう費用に回していくという取り組みもやっていかなきゃいけないなということは、今いろんな企業とお話しをさせていただいています。

戻りますが、今人間の健康と社会の健康、そして国土の健康ということで、久山というふうなお話を外の方とイメージ的にお話をする機会がありますが、山というイメージが実際なかなか薄いと。久山というのに山というのが薄い。確かにそうだろうと思います。私もそのことを聞いて、山というものにいかに関心を持ってもらう取り組みをしていくか。その一つがバイオ発電であったりとかそういうことについてしっかり考えていかなきゃいけないなと思っておりますので、その面も含めて取り組んでいきたいと今思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 本当に費用がかかるということで、山をぱっと見ればきれいなことだけではなくて、それを維持管理していくためにはたくさんのお金の必要が出てまいります。そしてまた、町民の方にもそういうことの意識をしてもらい、また接していただきたいと思うわけでございます。

今福岡市でも、杉、ヒノキの伐採期を迎えております。これは60年生ということで、久山町も60年生がたくさんございます。ですから、その木を活用するというので、林業生産、森林整備の活性化等、木材を使ったウッドデッキを設置する事業や、森林を守り活用し、市民に自然を身近に感じてもらう取り組み事業が今福岡市で進められております。これにつきまして、町長はどのように考えますか。また、久山町にこのような形で少しでも町民に知ってもらい。また、森林保全には金がかかるんですよということを知ってもらいたい。そういうことのアピールも含めて、久山町ではどう考えられますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 福岡市の取り組み、私も存じております。私たちも木材をまずいきなりビジネスとしてのつけていく、そういうふうやっていくというのは、なかなか難しい状況であるということをよく理解しております。そのためには、町民の方、またそういうふう市内で久山町の木を買っていただく、そういう対象の方に成り得る人たちにいかに身近に木材を感じてもらおうかというのが、今後まず久山町がやらなければいけないことだろうというふうに考えています。

そのためには、今ウッドデッキというお話がありましたが、町民の方がD I Yなどそういう身近に久山の木でやれるというようなところをやっていかなきゃいけない。そのためにはD I Yの機械が必要になってきます。そういうことを今民間企業と少し交渉しながら協力ができないかという話をしているところです。それによって久山の木に触れていくことによって、山に目が向いていく。そしてまた、J-クレジットもしくはカーボンオフセットの取り組みもそういうところがプラスアルファになって企業からの投資がもっと増えると。そういう循環していくということをやっていくことで、一步ずつ身近なところから始めていこうというふうに今考えてます。ある程度準備ができましたら、また議会の方もご相談をさせていただきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことで、どんどん進めていっていただきたいと思います。

次に移ります。

久山町のキャッチフレーズは自然と田園風景のある町となっておりますが、また先日の町長の挨拶あいさつの中でも、大地の健康・人の健康・心の健康を基に、半世紀にわたり健康田園都市の実現のまちづくりを進めているとありました。今後10年の中で耕作する担い手が高齢化している現状の中での維持管理の考え方は、どう町長が考えられますか。

ということで、今回の当初予算の中でも農地費の予算は減額状況でございます。また、1月に私は上山田の農家集会に参加いたしました。私は今現在70歳でございますが、参加されている方の大半が全部私以上の方でございました。そしてまた、話も聞きますと、今持っておる農業機械関係が故障したら私はもうしませんという方もたくさんおられました。こういう中での今後どのような形で農村風景を残していく形の維持管理を町長はどう考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 山の問題と同じように、この農地の管理、担い手というのは久山町にとって大事な問題だと捉えています。農業の経営者年齢構成を見ますと、ほぼ60代までの間で、20代から50代の合計をしても足りない、60代だけの方を見るとですね。今の話もそういうことかなと思っております。

久山町は経営規模が縮小して就農者が減ってるというのは現実にあります。今後、実際に久山町としてこの農地をなぜ守っていかなければいけないかという、今度第4次総合計画のアンケートを取った場合でも、久山町が住みやすいと回答した方の95.5%が自然が豊かだからというふうに回答をいただいています。これは他周辺自治体と比べても強みにな

る、そういう要素だと思ってます。恐らく10年といわず、加速していくかもしれません。そのためにも、久山町としても担い手確保というのをしっかりやっていかなければいけないと思いますが、今若い方でいろいろ活動してある方がおられます。今回まずそういう方々をしっかり集まって担い手として、組織化じゃないんですけど、まず課題等を一緒に解決していくというようなことを今年度からチャレンジするようにしました。そのため、予算としてもそういう予算を計上させていただいております。

そういうことをまず進めながら、つながりをつくっていく。その中で第1フェーズ、第2フェーズとして、まず第1フェーズとしては、新規就農者をその中でグループ化していく、もしくはつながりを強くしていく。次に、第2フェーズとして、その団体に対して販路とか企業との連携というのをしていく。そのためにはコーディネートというのも必要ですから、それをまず今年度やっていこうということで、今予算に計上させていただいております。私としてもその分につきましてはそういうことから足がかりをしていきながら、何とか今以上に新規就農者を増やしていきたいと思っております。

ただ、1点あるのが、農業だけで食べていくということは当然難しいということも理解しておりますので、それにプラスアルファとして何らかの仕事につなげていくということも必要だと思っておりますので、その両面をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 本当に新規農業者等を進めていただきたいし、そのような方向で協議を進めていきたいと思っております。

また1点、私の方の提案でございますが、久山町全体の山の裾野を自然環境の中で守っていくというのはなかなか難しいと私は考えます。その中で、部分的に田園風景保全指定地域を定めて、その中では公園的にレンゲ畑や菜の花畑など、そしてまた養蜂関係の方とも協議するなどしながら、指定地域に観光資源としての公園管理補助を考えると、そしてまたその地域に入っていないところにつきましても、また別の土地利用を考える必要は当然出てくるわけでございますけれども、そういう中で久山町として田園風景のある町としての指定地域をある程度定めた中で、その中での田園風景づくりをしていく、公園づくりをしていく、そしてまた別のところについては新しく土地利用を考えるということの考えは、町長はどう考えますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ある程度土地利用の面については、後ほどまたいろいろお話があると思いますが、町のそういうスタイルを明確にしていくためにもそういう手法も一つの手段

かなと思いますので、その辺については検討をさせていただきたいなと思います。そういうことをやっていきますということをいかに分かっていただけるか、町民もしくは町外の方に。そういうふうにはPRする手段としても必要かなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことも検討していただきたいと思います。

また、農業につきましても、九州大学農学部附属演習林の中にも農産物の研究室もあるのではないかなと思うんですよ。ですから、福岡都市圏での今後の農業の在り方、また農産物がどのようなものが適しているかなど、九州大学の先生方にも入ってもらって研究会とか協議会の設置等をしていただいて、いろんなことでの進め方を協議していただきたいと思いますが、町長はどのように考えられますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

そのためにも、何とか就農者、そういうつながりをつくった上でそちらの方とつないでいきたい。それが私たちの役割の一つでもありますので、そういう形を取っていききたいなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そのようないろんな形で久山町に関係する方々等を活用しながら今後進めていっていただきたいと思います。

3番目に移ります。

草場住宅周辺環境整備についての都市計画マスタープランとの整合と町内地区計画区域の整備について質問をいたします。

草場住宅が今現在順調に進んでおります。しかしながら、草場池周辺等、まだまだ手つかずの状況もあります。草場集会所から上側でございますが、1組、2組などは空き家が多く、健全な住環境整備計画が必要ではと思うわけでございます。その点につきまして町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 草場地区は開発が進んで、実際にほぼ住居も売れて、今後住環境整備というのが整ってきてる地域もありますが、旧集落、今お話にあった1組、2組というのは確かに空き家が進んでる現状だということは私も理解しております。なおかつ、核家族化というか、そういうふうになっておりますので、一人で住んでおられる高齢者の方また

くさんおられるのも理解しております。

ここについて開発という問題も出てくるんですが、実際に所有者が麻生である面、民間である面というのがありますが、私にとりましてそこに住んである方がなかなか高齢化しているということもありますので、そこについての開発を進めていくというのが地権者の意向、そういうものを踏まえた上で検討していく必要があるかなという面も思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今町長が言われましたように、地権者の問題とかいろいろな形でなかなか進まないということもございます。実際に都市計画マスタープランでは、住宅の建て替え、現在の今1組、2組の建て替えにつきましても、実際自然環境との調和に配慮した一体的な宅地促進地域という形になっておるわけです。しかしながら、建物は棟続きであって、現道路用地は私有地の状況の中でございます。ですから、それぞれの建物の所有者が何かしようと思っても、何もできない状況でございます。ですから、何らかの形で全体的なものをどうしていくかということで考える必要があるのではないかと思うわけです。その点につきまして再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そういうふうな開発を全部できれば一番いいとは思いますが。ただ、先ほどもお話をさせていただきましたように、なかなかそれをできない要因というののかなりあるのも現実です。

一つは、空き家の利用促進という面も考えていかなければいけないかなと思っております。現実、何人かの方があちらの空き家を借りたいという話で町の方に相談に来られたということもありましたので、地権者とおつなぎしたということも実際あります。その面についても並行して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 実際にその北側の住宅地の関係でございますが、その隣接地、同じ1組、2組組合の中にあっても、都市計画マスタープランの土地利用計画では隣の方は既存住宅の住環境整備地区になっとうわけです。ですから、同じ中でもそういう扱いが違うわけです。そしてまた、そこにおいても道路が私有地でありまして、開発できない状況でございます。また、そして隣接しますのが地域活性化ゾーンでございます。当然地域活性化ゾーンの間には道路等を挟んで区域を区別する必要もあろうと思うとです。ですから、そ

の地域活性化ゾーンとの境の道路計画もまだ未定でございます。将来的にも草場池周辺の整備から全体的な将来構想を第4次総合計画である程度示す、将来的にはこのような形が最終完了形ですよという形を示すことが、今現在住宅が進んでおる方に対してでも今後は草場池周辺がこういう形ですよ、上側は住宅がこうなりますよという形が示せるような構想図が必要ではないかと思うわけです。その点につきまして町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 都市計画マスタープランは、議員がご指摘のとおり、その旧集落の場所と草場池周辺というのは用途というか、その使用を変えています。恐らく今は、まず第1段階として草場の開発をやったところがあります。第2段階については、どういうふうにしていくかというのは正直まだ手つかずの段階になってます。今後、その事業として成り立つのかどうかも含めた上で、その検証というのはやらなければいけないとは思っています。ですから、その辺について地域活性化ゾーンの利用等を踏まえた上で、両方一緒の利用というか、そこは分けて考えられる問題ではないかもしれませんので、そことリンクして今後計画も考えていきたいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） すぐそこを事業するというのではなくて、将来構想的にはこういう形ですよということはある程度示していただきたいと思えます。そういう形で将来的には草場の開発、住宅の方につきましてはこのような形が最終形ですよということを示していただきたいと思えます。

それでは、次に移ります。

あと、今現在町内全域が久山都市計画地区計画を決定し、計画的に優良住環境整備として進められております。しかしながら、旧既存住宅地を基に地区整備計画区域が決定されておりますので、現在その地区整備計画の中でも宅地の間の隙間ができております。その隙間の農地や雑種地等が増築する場合でも増築できませんということ。それから、新築にするにしてもできませんという形になっております。ですから、せっかくの優良宅地の中で農地が入ったり雑種地が入ったり、いろんな形で入り組んだ形での地区整備計画となっておりますところが現状でございます。その中でどうしても活用できませんので、トラックの駐車場や資材置場など、そういう混在する住環境に今なってきております。ですから、そうなおることにつきまして、今後対策をどのような形で考えておられるか、まずはお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 久山町が今現在、外のほうの方から移住したいとかそういうニーズが高い、もしくは事業所をしたいということで、多くの声をいただいています。一方で、そういう建てられるところは限られていますので、そういう問題が出たときに地権者としては管理もできないので資材置場として貸していくというのがこういうふうにだんだん見えきたというのを、問題として私も捉えています。

まずは、これは地権者の権利というものもあるんですが、町としては地区整備計画を住居系で張れるところについてはしっかり張っていくということをまずしっかりやっていかなきゃいけないんだらうと思ってます。その上で、そういう活用についてできるところとできないところというのは、めりはりをつけていかなきゃいけないと思ってます。いずれにしろ、地権者から地区計画、そういう開発を今後やっていこうということについてそういう話が出たときは、町としても資材置場、そういうふうにならないためにもやっていくべきではないかと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 当然個人の財産ですから、今町長が言われましたように個人の意向もございます。しかしながら、実際に旧既存宅地の形の中で地区整備計画の線引きがされておるわけですから、どうしても隙間等が出てきとうわけですね。その辺をどう補っていくかは、どういうつながりをしていくかという問題が出てくるわけでございます。それと併せまして、転用するときに今までは、農地であった場合は隣接する農道とか隣接する水路につきましては農家の方が周りの草を刈ったり、維持管理をされておる状況でございます。しかしながら、それが転用になったときに、使用者がそういうことの草刈りまでされてないんですよ、状況は。ですから、草は荒れ放題で、地主は知りませんという形が往々にして今出てきておるわけでございます。そういうのも問題でございます。そういうのが実際に水路敷でありますから、それを町が管理するのかということも今現在出てきております。

そういうことも含めて、全体的に地区計画内、実際に地区計画をしておる中での地区整備計画の区域の見直しをする時期には来ておるんじゃないかならうかと思ひます。そして、せっかくの優良住宅環境をつくっておるわけでございますから、それが混在化した住宅として、またそういう住宅に戻らないように、そのためにも地区計画を定めて計画的にしていこうということにしておるわけでございますので、それを有効に活用するためにも地区整備計画の区域を見直していく時期ではなからうかと思ひわけです。それにつきまして町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 集落地区計画、地区計画というのを今久山町で張っております。その中で、整備計画がまだまだ定められていない。そういう場所がかなり残っています。そういう場所が残っているながらもこのエリアを広げていくというのはなかなかハードルが高いというのも、私も話を聞いている段階です。ただ一方で、そういう場合であってもその場所場所に応じて現実と合っていないというものは当然出てきております。その辺については引き続き検討したいと思います。

大事なことはバランス、要するに集落環境を崩さないようにするためにどこまでをそういうふうな地域として足していくのかということを考えていく、やみくもに開発していくわけではないということを踏まえながらバランスをどう取っていくかということを考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 区域を拡大していくということではなくて、あくまでも今現在地区計画をしておる区域の中での話でございます。ですから、その地域を拡大していくことではなくて、地区計画の中の地区整備計画が、家を建てられる状況にあるのは地区整備計画ですから、それが実際に家と家が建っておる状況のその途中にある、間にある土地ですから、当然両方が建っておるのに、なしここが建たないかというのは当然出てくるわけです。ですから、大きく地区計画を広げていきますという話をしているわけではない。今ある地区計画の中の建築については、ほかに転用できなくて、宅地として整備ができるようにしていく必要があると思うとですよ。その中に、道路がまだ不整備であったり、いろんなことは出てこうかと思えます。そういうのは当然そういう条件の中で地区整備計画に入るとか、それは当然出てこうと思うとですよ。しかしながら、今現状の中で家が建っておる状況でございますので、建てられることにはならないということも出てくるとですよ。

そういうことで、優良住宅地をつくるためにも、その中に資材置場があったり駐車場になったり、いろんなことでその地域が優良宅地にならない状況にあるということを言っておるわけです。ですから、そういうことも含めて地区整備計画を今現在見直していくという時期に来るとということではなかろうかと思えますので、その辺を十分検討していただいて、調整区域の中でのまちづくりということで、苦労して今久山町のまちづくりをしるわけでございますので、そういうことを考えながら進めていっていただきたいと思います。

最後の質問でございますので、町長、よろしく願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。町全体の話になって、ちょっとずれたかもしれませんが、申し訳ありません。

確かにそういう集落地区整備計画がかかっているところと区域内であってかかっていないためにという、そういうことが起こっているということにつきましては、まずそういう利用を地権者も含めてその土地利用を促していく、そういうことも町としても何らかの方法を考えていかなきゃいけないと思います。そして、町有地もありますので、そういうところからスタートして行って、町民の方にそういう開発とかを見ていただく。そういうのも一つの方法だと思いますので、まずは町としてもできる限りのそういう活用の方法については協力をしていきたいと思ひますし、地権者からお話が出た場合は、その分については県とかそういうところといろいろ協議しながらやっていくということが続けたいと思ひてます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時50分、10時50分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番本田光議員、発言を許可します。

本田議員。

○4番（本田 光君） マスクを外させてもらいます。

新型コロナ第6波感染防止について、それから久山町上久原区画整理事業について、次に石切・長浦地区にある久原本家の土地の買い戻しについて質問をさせていただきます。

新型コロナ第6波感染防止についてお尋ねします。

コロナオミクロン株の急拡大の中、命と健康を守るため、医療関係者、数少ない保健所の関係職員等々の皆さんの努力に対して心から敬意を表したいと思ひます。

一つには、新型コロナ第6波について、久山における現状と対応について、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和3年度補正予算分が、感染症対応分、それから地方経済対応分、それぞれの使途について町長にお尋ねしたいと思ひます、どう

いうふうに使われとるか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

それでは、現状と対応について私の方からご説明をさせていただいて、地方創生臨時交付金の使途については経営デザイン課長の方から詳細について説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の第6波の現状ということで、今までの第5波まで本町は周辺自治体と比べると比較的感染状況というのも拡大を抑える、そういうことができていたんですが、第6波は感染拡大が急速に進んでいる結果、本町においても保育園、幼稚園、小学校、中学校で休園もしくは学級閉鎖、学年閉鎖という状況が起こってきてます。今現在も若干クラスによっては学級閉鎖とかそういうこともまだまだ心配する、そういう恐れがある状況です。

実際次の対応ということなんですが、新型コロナウイルス感染対策としては健康課が実施しているまず3回目のワクチン接種、これを今高齢者から進めさせていただいてる状況です。次に、国のまん延防止等重点措置に基づく県の対応方針に従い、感染予防の啓蒙をはじめ、各種事業やイベントの延期、中止、施設の利用制限を行っております。福岡県でも1月中旬から新型コロナウイルス感染症が拡大し、1月27日からまん延防止等重点措置を実施すべき区域となりました。久山町でも新型コロナウイルス感染症対策会議を1月21日と1月28日に開催し、防災行政無線や久山町ホームページ等で改めて基本的感染対策の徹底などに注意喚起するとともに、町の行事にも不特定多数を対象にしたものや密になる可能性が高いものなどについては中止をいたしております。今現在も一応こういう対応で努めてきたという状況になっております。

ここからは地方創生臨時交付金の使途についてご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途についてご説明させていただきます。

この交付金につきましては、6月議会の一般会計補正予算（第2号）で5,619万2,000円の歳入と実施する事業費として6,883万9,000円、10月議会の一般会計補正予算（第5号）で827万1,000円の歳入と実施する事業費として1,003万9,000円を予算計上させていただき、実施してまいりました。第5号の827万1,000円が、先ほど本田議員がおっしゃられました事業者支援分ということになります。

実施しております事業としましては、議場のマイク購入、公共施設の無線LAN整備工事、ホームページ再構築事業、久山中学校特別教室棟空調設置工事、プレミアム商品券事業、町民図書館図書購入事業などで、ほぼ予定どおり実施できている見込みでございます。ただし、事業者支援分として別枠で交付されます小規模事業者応援給付金事業につきましては、200件予定しておりました申込件数が115件ほどとなっておりますので、未執行額として250万円ほど返還額が生じる見込みです。

以上で説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） できるだけ交付された分を有効に活用していくというように、残った今課長がおっしゃったように返還しなければならないわけですから、有効に活用していくと。そういう点ではまだまだもうちょっと期間があるから対応できるんじゃないかと。その点はどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この事業者支援の部分は、手続き上の手間を考えると、なかなか事業者の方の支援としてはニーズが薄かったというのが現状あるのかなと把握してます。ただ、もう少しこれについて啓発というのは引き続きやっていきたいと思えます。できるだけそういう臨時交付金というのは活用できる分はしっかりと活用してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 次に入りますが、今現在久山町内で自宅療養者は何人いて、健康観察や相談体制の確立は十分な体制になっているかどうかという点で、電話で個別的に担当課の方にも聞かせてもらいました。それで、福岡県のコロナ対策本部は、町が保健所に聞けば数は教えますということですが、当然個人個人の名前は個人情報等々あたりがありますから、それは言うべきじゃないというふうに僕は思います。しかし、数はこの議会の中にも報告していいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、基本的に久山町における自宅療養者、そういう話につきまして、罹患者の管理については福岡県が行うことになっており、各保健所事務所が集計を行い発表してるという状況です。現在正式には本田議員が言われるように、糟屋地区の集計ということで報告があつています。今言われるように、町から問いをかければ人数は教えますよということですが、実際にそれが何日前であつて、正式な数というものもなかなか分

からない、そういう状況です。しかも、保健所がもう麻痺してる状況で、町からの連絡、要するに感染してある方からの連絡すらとれない場合に町からそういうことをするということは、やはり控えなければいけないと当然思っております。

ただ、そういうご心配があるという、当然久山町がどういう現状かというふうなこともあると思います。糟屋地区では、自分の町が大体人数でいくと何%ぐらいかなという公表の仕方はされてあります。だから、久山町でいえば率的には全体の何%、それは今からずっとこのような感染の発生状況からするとあまり変わらない状況なので、今久山町としては大体総数に対して約3%程度の人が通常こういうふう感染者数としてはあってるのかもしれないというふうには思っています。ただ、これもあくまで正式な数字ではありませんので、そこについてはご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町長も正確な数字じゃないというふうなこともおっしゃるけれども、例えば2月末時点で何名だという数ぐらいは言われていいんじゃないかと。町が保健所に聞けば数字は教えるというふうに言われとるわけだからですね。それは個人的に聞いとるんじゃないかと、この議会に報告されていいんじゃないかと思えます。

同時に、町が独自に今自宅療養者に支援している人は何名いらっしゃるのかという点も併せてお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、町が実際にそういう自宅療養者というのについて今把握してる数というのはありません。そのため、町として実際に手続きがどうこうということをやっていることはありませんので、そういう状況になってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） なかなか数字が言えないということでは、個人個人の名前を聞いとるんじゃないですよ。保健所はもうちゃんと個人個人の名前が分かり、そして町も把握されとるんじゃないかというふうに思います。数ぐらい議会にしかるべき報告があつていいんじゃないかというふうに思いますが。

それで、今町が自宅療養者に特別支援はないとおっしゃるけれども、そうした施策が本当にこれから必要になってくるというふうに思います。後ほど言いますけれども、全国知事会が出した年度末に向けて改めて基本的な感染対策をと、また全国的な感染拡大の長期化を受けた緊急提言、これは確か2月5日ぐらいだったと思いますが、それと3月4日に

出されとるわけですね、こうした提言が。この提言を見れば全て含まれてます。そこはどうかでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） その状況に応じて何らかの対応をとっていくということは必要だと思います。今現在罹患者ということに対して町の方に相談等があつてゐるわけではありません。ただ、今後の状況によっては考える必要があると思います。

一方で、そういう実際の自宅療養者に対しては、社会福祉協議会等もいろんなことを検討してあるという話も伺っておりますので、そちらの方とも連絡を取り合いながら考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） こうした自宅療養者の方たちは、例えば独り暮らしの方とか、いろんなそういう相当独りでどういふ対応をしていいかと分からない人たちがたくさんここにはおられるんじゃないかと。久山町では実態が分からない。今町長がおっしゃるように社会福祉協議会あたり等々も対応してもらつて、きちんと対応してもらいたひと思ひますが、そこはどうかでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然、今現在町の方も相談ということで、総務課は当然窓口として開いてます。そこに相談というのがまだないという現状です。今後はそういう状況が起こることも想定して、しっかり準備をしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 相談がほとんどないというふうにおっしゃるけども、確かに町の広報はいろんな防災無線等々あたりで一定は放送をされてます。これも僕は理解しますけども、まだ少しPR、啓発が足りんんじゃないかと思ひますが、この全国知事会の提案を含めて今後もう少し強めていいんじゃないかと。そこらあたり、町長、どういふふうにお図られますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そういうふうには届かないという方、そういう声を上げられないという方に届くように、そういう面に対してはしっかり力を入れていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

では、次に入ります。

ワクチンの3回目接種、これは久山町は高齢者に対する接種率は高いというふうに僕も思ってます。しかし、接種をされた方たち、それから今後接種をされる方たちがファイザー製のワクチン希望者が多いというふうに聞いております。ファイザー社製のワクチンの入手が少ないと言われており、接種者の希望どおりのワクチンが入手できるようにしてはどうだろうか。確かに全国知事会の提言の中にもそのことがずばり明記されておりますが、そこらはどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当初そういうお声が多いというのを把握してますし、知事会の提言も私も理解してます。久山町としてはそのため、まず高齢者の方にファイザー製のワクチンを優先して行うという、そういう方式を採りました。今後のワクチンの供給状況にもよりますが、実際に町としてもある程度ワクチンに対するモデルナ、ファイザーどちらにするかというのを踏まえた上での意向というのを確認してます。もしよければ、その辺を含めた詳しい内容を健康課長の方からご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 健康課、大嶋課長。

○健康課長（大嶋昌広君） ご報告します。

65歳から79歳までの方1,560人に対し3回目接種に関する意向調査を行ったところ、1,440人の回答を得て、そのうちファイザー社製ワクチンを希望する方が約800人程度おられました。武田／モデルナ社製ワクチンを希望する方が190人、どちらのワクチンでもよいと回答された方が450人で、モデルナ社製ワクチンとどちらでもよいと回答された方を合わせまして640名おられました。率にして44%の方が武田／モデルナ社製のワクチンを接種していいと回答いただきました。

これらの意向調査を基に接種会場と日時をあらかじめ通知する久山方式で高齢者の優先接種を行い、次に基礎疾患を有する方の優先接種、そして町内教職員、保育士等のエッセンシャルワーカーの優先接種を行いました。これまで町内開業医の個別接種で1,410人、C&Cセンターでの集団接種で1,620人、合計約3,000の方が3回目接種を終えています。3,000人のうちファイザー社製ワクチンを接種された方が1,450人、モデルナ社製ワクチンを接種された方が1,550人となっています。

国、県から示されたワクチン接種の配分計画では、50対50、フィフティーフィフティーで配分される計画となっております。ファイザー社製ワクチンが3,510回分、武田／モデルナ社製ワクチンが3,420回分が配分される予定となっております。ファイザー社製ワク

チンが残り約2,060回分、武田／モデルナ社製が1,870回分となっております。現在のところ2,060回分を超えるファイザー製ワクチンを希望される方がこれ以上でなければ、希望どおりのワクチン接種ができるのではないかというふうに考えております。

ファイザー社製ワクチン配分の要望については、本町の接種状況を伝えながらワクチン接種が迅速かつ円滑に行われるよう、県、ワクチン推進室と協議してるところです。接種の状況によっては、ファイザー社製ワクチンの配分について国や県に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ファイザー製のワクチンの入手が少ないと言われておりますし、接種者の希望どおりのワクチンが入手できるように、町長、国や県に対して要望を強めてほしいと思いますけど、どうですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そういう機会があれば、今本田議員がご指摘のような件につきましては、随時話をさせていただいてます。現状は、今健康課長の方から話したような状況が、ファイザー製がどうしても足りないというような状況が見えた場合は、また再度働きかけを行っていこうと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 次に入ります。

全国知事会の緊急提言2月15日、また3月4日の緊急提言、これに目を通しましたが、全く同感であります。一方、関係保健所に電話するが繋がらないという声が続いており、ほとんどの保健所職員はコロナ感染者対応で過労状況が続いております。目前のコロナ危機に対応する上でも、公衆衛生の体制を立て直すためにも、保健所職員の抜本的増、これは急務だと考えます。

地域保健法に続いて保健所の整理、また削減を加速することになったのが、2000年代の国が三位一体改革の名で強行した地方分権改革でありました。国は今こそ保健所の統廃合路線を反省して転換すべきだと思います。職員の抜本増のため国費を投入せよの声を上げ、国民、住民の命と健康を守るため保健所体制の拡充、公衆衛生強化のためにも糟屋地区市町長協議会や社団法人粕屋医師会等々の関係者とも連携して国に強く要望してほしいと思いますけども、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 本田議員のご指摘のとおり、保健所の状況というのはすごく大変な状況というのを私たちも把握しています。そのため、保健所の体制強化は喫緊の課題だというふうに捉えています。現在新型コロナのオミクロン株の感染拡大、第6波で感染者が急増し、保健所の業務量というのは膨大な量になってるということは、皆さんもご存じだと思います。県内各市町村、県の方からの要請に基づき各保健福祉事務所に当番制で保健師を派遣し、感染対策の事務に当たっています。久山町においても、2月24日から1週間、3回目の保健師を派遣し、新型コロナの感染対応に当たっております。

ただ、他の地区の保健所では引き続き保健師派遣の要請が出ておりますが、粕屋保健所管内については今回その要請はありませんでした。これは、県の人員確保によるものだと伺っております。福岡県としても令和3年11月に福岡県保健・医療提供体制確保計画を発表し、できるだけ町村の保健師派遣に頼るばかりではなく、県職員の応援体制、保健師等の人材バンクの活用、会計年度職員の雇用など、県自身で機能強化を進めるというふうな方向を示しています。そのため、町としてもそういう状況を見極めながら、ただ今後感染拡大、いろんなことが起こる場合については市町村協議会も通じて要望等をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 最初の方に戻らせてもらいますけども、コロナ感染者、そして防止について、今確かに高齢者、あるいはまたそういう年齢を引き下げられてきとるけども、12歳未満の子どもへの接種が開始されている自治体があります。もう福岡市も既にマスメディア等あたりで放送されているわけですね。そうした12歳未満の子どもへの接種が今後本町でもどういふふうになるだろうかと。それから、保護者の子どもへのメリット、デメリット、こうしたことを本当に効果があるのかどうか、必要性があるのかどうか、こういう疑問を持つ人たちもいらっしゃるんじゃないかと。だから、こういう専門的な知識、あるいはまたかかりつけのお医者さん等あたりの意見を聞くなどしてどう対応していくかと。今後どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） ただ今の質問につきましては、質問の要旨から外れておりますので、別の質問をお願いします。

本田議員。

○4番（本田 光君） 質問の要旨に外れとるといふよりも、外れてないと思います、コロナワクチンの関係だから。だから、そういう12歳未満の人たちに接種するような考えは実際あるのかどうかを聞いとるわけですね。これは命に関わる問題です。

○議長（只松秀喜君） 質問の要旨の中にその12歳未満というのが入っておりませんので、次の質問をお願いします。

本田議員。

○4番（本田 光君） じゃあ、これは答えられないということですかね、執行部としても。

○議長（只松秀喜君） 質問の要旨に入ってませんので、次の質問をお願いします。

本田議員。

○4番（本田 光君） 大体こういうことが、何も通告がないからといって、ワクチンの関係を聞いとるわけですね。この総合的なことからまた聞いとるわけですから、そういうことが通告がないからできないと。議長、それはまずいというふうに僕は思います。だから、執行部としてはぜひ分かる範囲でまた答弁願いたいと思います。

じゃあ、次に入ります。

久山町上久原区画整理事業について、改めてお尋ねします。

2019年、令和元年12月町議会一般質問で、私が入手した資料に基づいて質問しました。期間延長前の第7回変更後の久山町上久原区画整理事業について、施行者は久山町上久原区画整理事業組合、面積は31万7,805.46㎡、補助期間は平成元年から平成25年度まで、補助金の期間ですね。それで、事業総額は17億3,100万円、これは事業計画ベースというふうに言われておりました。コンサルタント料が5億1,080万円。これについては前久芳町長にもお尋ねしたところ、県補助金、それから県と町が出し合って立ち上げに関して使用した町の費用が1,290万円、合計すると4億1,397万3,000円になる。このコンサルタント料はどこの誰に支払ったのかと当時僕が質問したことに対して前久芳町長は、支払いは区画整理組合が支出先に支払っているから町の方にはないというふうに答弁されております。これは事実なのかどうか、この点をお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問の要旨について少し訂正、およびそれに加えて説明をさせていただきます。

コンサルタント料5億1,080万円については、県補助金、県と町が出し合って立ち上げに関して使用した町費用が1,290万円、合計すると4億1,397万3,000円となると本田議員がしてありますが、4億1,397万3,000円につきましては、国庫補助金に関連する町費3億7,377万3,000円、町単独の補助金として2,730万円、県助成金の慣例で県と町がお金を出し合って立ち上げに関して使用した町からの費用1,290万円で、これを合計したものとなります。また、調査設計費は4億1,000万円が計上されておりますが、コンサルタント料5億1,080万円という数字は町ではっきり分かっている数字ではないということだけお伝

えしたいと思います。

それで、ご質問の支出先につきましては、組合事業となりますので町の方には記録はないというふうに私の方でも理解しています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 我々は当初集落整備法から始まって、そしてずっと平成元年に上久原区画整理事業組合が施行したというふうになりました。これまでも何度もこの場から言わせてもらってますように、町は下水道、上水道、あるいはまた舗装と、さまざまな支援をされてきたんじゃないかというふうに思います。そうした中からすると、町もただ何もしなかったというよりも、かなり貢献されとるというふうに僕は思います。僕もそういう関係を何度もこの場から質問させてもらってましたということで、区画整理事業組合が支出先に支払われているから町の方にはないという、こういうことで実際どこに払ったかというのは、じゃあこういう組合の方に払われたということなんですかね。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 組合の方に払われたというのは、具体的に町のこの予算計上したものがどこに払われたかということについてでしょうか。町の予算では基本的に組合事業は組合の方でやってありますから、町としては一般会計予算でそれに対する公共工事等については予算として計上させてもらっているという状況です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 次に入りますけれども、そうした具体的な資料が町の方にもあんまりないということじゃ、困るわけですね。それと同時に、これは組合施行ですから、そして同時に施行期間は2021年度、今年の3月31日までになっております。既に換地登記完了を福岡県に2018年、平成30年4月6日付で報告されております。一方、清算金の支払いも終了。そうした中で、区画整理事業の工程から見ますと、あとは県に対して事業完了届を出すという段階になるのが一般的ですよ。しかし、今現在未施工箇所が数十カ所あるというふうに聞きますけれども、その欠落した要因はどこにあるのか。これを検証して中途半端のまま終わるのではなくて、その責任と全ての費用負担は未施工の原因を発生させた側が対応すべきであるというふうに私は思います。町長の所見をお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずは、本田議員が言われるように、まず未施工の箇所の原因追求をしなければどのように今後の解決に向けてということが分かりませんので、まずそこは以

前からもお話をさせていただいているように第一優先に取り組む事項かなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） コンサルタントの区画整理士S氏が3,700万円は会社が立て替えた^{ほてん}と、補填したというふうに聞いております。しかし、今頃の終了間際になって未施工箇所が出てくるという自体が不思議でならないわけですね。ですから、ここをきちんと精査して、未施工箇所が出てくる自体が問題だと。それは全てそれを発生させた側に責任があると僕は思います。再度町長の答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今のお話でいいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 何かちょっと今分かりにくかったから、もう一度。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどお話ししたように、まずは未施工が起こった原因を確定しなければ、今本田議員が言っているような誰が責任者なのか、誰に問題があるのかというのは分かりませんので、当然まずそこをやらなきゃいけないということを考えてます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） そこらあたりを明確にして、責任の所在をはっきりさせるべきじゃないかと僕は思います。何にしても工事がもう終了と、県には換地登記から全部終わっとるわけですね、清算金から。そういう中でこういうふうに発生すると。その原因は何なのかというそこを明確にするのが当然じゃないかと思えますし、ぜひ組合の方とも協議しながら対応していただきたいと、コンサル会社とも。それは、組合がコンサル会社とは話すでしょうから、そういう点を期待しております。

じゃあ、次に入ります。

石切・長浦地区にある久原本家の土地買い戻しについて質問いたします。

一般質問の通告締め切りが2月21日でありましたから、新しい年度の予算の中にもまた入っとる関係がありますからその点も含めて質問いたしますけども、一つには石切・長浦地区にある株式会社久原本家の土地の買い戻しについては、令和3年度から3年間、令和5年度で買い戻すと久芳前町長は議会で答弁されております。令和3年度の一般会計からは5,226万4,000円、これは執行済みと。また、町財政が厳しい中で残りの1億9,085万

8,000円の買い戻しはどのようにするのかという通告を出しておりますけども、令和4年一般会計の総務費、総務管理費、これは先ほど言いましたように質問の締め切り後に書いてもらっていますので、その中に総務管理費の財産購入費、土地購入費8,037万5,000円、これが計上されております。そうした関係から見て、今後あと残りを買戻さなければならない。こういう財政厳しい折に大変だなというふうに思いますけども、その点は5年度までの3年間というふうになってますが、町長、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 久原本家の石切・長浦地区の買い戻しについては、今議員がお話しいただいたように、令和2年9月18日に前町長と久原本家代表との間で締結した覚書に基づき粛々と進めております。やはり令和4年度も今回8,037万5,000円を計上してます。令和5年度の執行予定額は1億1,048万3,000円となっております。町の財政が厳しい中、この買い戻しというのは大きな割合を割くこととなりますが、そういう覚書に基づいて返還をしていくということで議会とも決めた事項ですので、私たちもしっかりそれを履行していくということが役割だと思っております。

ただ一方で、この土地利用をいかにある程度早めにめどを立てていくか、そして町の町有地の活用、全体を含めて早急に取り組むということが一番この中でも財政確保のために大切だと思いますので、それに対応できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） それと、所有権移転登記諸費用はどこが負担することになるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当該案件は合意解除による所有権抹消登記として嘱託登記を行っているため、特段の費用は発生していません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 一定の町職員が動いたりする場合もあるでしょうし、この費用の負担関係の明確化をするべきじゃなかろうかと思えます。町長。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 職員というか嘱託登記ですので、その解除というのはやらなければいけないということがあります。ただ、実際にその費用が発生するということはありませんので、それをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） それから、株式会社久原本家へ売却した用地、これは地区計画外である。今後何らかを計画する場合、県の許可等あたりがスムーズに行くのかどうかというのが懸念されます。そこらあたりを町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 3番に移ったというふうに理解してもいいですかね。ちょっと回答が一緒になるかなと思うんですけど、どうでしょうか。いいですか。

やはり、地区計画、久山町の中でもあれだけの大きな開発を進めてきたエリアですので、地区整備計画区域をかけていくというのはなかなかハードルが高い面もあると思います。そのためにも、あそこの地域につきましては何らかの未来型であるとかそういう新しい形、そして環境、SDGs、その面を網羅したようなコンセプトを持った団地でなければいけないと思っています。その面を含めたもので進めていながら、県の方に協議をしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 地区計画外ということであれば、地区計画の中に入れていくとか、さまざま今後用地をどう活用していくかということが考えられますけども、そうしたことを考えた場合、隣接している約1,500坪の土地等、そして石切・長浦地区について町有地の今後の開発の見通しは単独なのか、また周りの方たち、例えば上山田森林組合の理解を得なければならないのじゃないかというふうに思いますけれども、それと産業道路の設置とか、そういうことを今後検討しなければならない問題がたくさん山積しておるというふうに思いますけども、この総合的な計画、それにも影響してくるんじゃないかと思います。

町長のお考えをお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずは、開発が入りやすい場所からしっかりやっていくというのは変わりませんし、町としてもまとまった土地がもうあそこが一番有力な土地です。だから、何とかしてあそこを開発していくというのは、私にとっても大事な重要な政策だと思います。それにつきましては、その事業化、進めていく上でエリアにとって地権者の方がほかにおられれば、当然そちらの方と協議をしてやっていくということになります。事業化をいかにしていくかということがまず大切だと思います。この事業化をしていく方向性、そういうものを含めたものができた場合、また再度この場で議会の方とも協議を進めたいと

思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 3年間で買い戻すということであれば令和5年までになりますけども、地区計画外というのがネックになって、これを総合的に開発全体を見た場合、なかなか容易じゃないというふうに思います。ここは市街化調整区域であれば当然ちゃんと地区計画の中に対応していくというのであれば、全体の構想からちょっとやりにくいんじゃないかと。せいぜい2、3年では終わらんのではないかとというふうに思いますが、長期の見通しを立てなければならんのではないかとというふうに思います。今度総合計画を立てる中でもいいし、ぜひ先ほど前者が質問されたように地区計画の見直し等あたりも含めて対処してもらいたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 地区計画の問題というのは、歴代ここの石切地区の開発ではかかっていませんので、当然そのまま問題というのは置いておかれたまま進んできたというのはあります。それだけ難しい問題であると思いますが、一方で町としても総合計画、都市計画マスタープランではあそこの地区を地域活性化ゾーンとして利用したいという方向性を最上位では示してるわけですから、当然そこから糸口を引っ張っていきながら地区計画に持っていかなきゃいけないというふうに思ってます。

そういうことを考えたときに、今後事業の年数というのは、ご存じのとおり久原本家の買い戻しというのは3年ですが、事業としてはやはり3年であそこを開発していくというのはなかなか難しいと思ってます。ですから、まずは事業スキームをしっかりとつくっていく、事業賛同者、そういうものを確定していかなければなかなか県との協議も進まないと思ってますので、現在そちらの方を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○4番（本田 光君） 終わります。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩といたします。

再開は13時30分、13時30分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時34分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番末松裕議員、発言を許可します。

末松裕議員。

○5番（末松 裕君） 午後においての1番の質問に入ります。

今回、私は初めて議員になりまして初めての一般質問になります。皆さんには滑舌悪く聞き苦しいところがあるかも知れませんが、どうぞよろしく願いいたします。

今回一般質問通告書に3点ほど載せております。特に今回こういう第4次久山町総合計画のスタート年度での3月町議会ということで、これから進むべき方向性に対して項目ごとに質問しようと思って、お手元に質問通告書を渡しております。西村町長も今後の10年、初めて町長になられましたので、新しい久山町への思いを込めたものを受けて、各課職員の皆さまが一生懸命計画立案されたものと思っております。そういう総合計画の中の基本方針が出た段階で、私なりにこの計画を確認させていただいております。先ほどは、町の今後進むべき方向性を項目ごとに伺うと言いましたけども、第4次久山町総合計画スタート年度における基本方針に掲げてある幾つかの中で、次の3点について伺いたいと思います。

一つ目が、久山町が誇る健康の町というもので、健康づくりの新たなステージに挑戦するということが冒頭に目標として挙げられています。そこに書いてありますように、60年もの永きにわたり生活習慣病予防健診事業を継続し、日本の医学に非常に貢献しているということは、健康の町を^{ひょうぼう}標榜している久山町としては、素晴らしいことであると思っております。

私も昨年、身体を壊しました関係上、広報で健康ニュース記事を見せていただいた中で、町長と二宮教授の対談の中に、新たなステージに挑戦し、それから常に健康が実感できる町をつくとあります。そして、ヘルスC&CセンターにCT導入の計画を考えているということが述べられてあります。いまやご存じのように日本におけるがん患者は近年増加傾向にあります。いまや2人に1人の時代に突入していると思っております。素晴らしい構想だと私は賛同するものであります。ついては次の件を尋ねたいと思います。

一つは、新たなステージとは具体的にどのようなことを考えておられるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

まず、第4次久山町総合計画（案）の基本構想において『「健康の町」の新たなステージに挑戦する計画』と記載しています。本町が半世紀にわたり、まちづくりの基本理念としてきた「国土・社会・人間」の三つの健康づくりにより福岡市に隣接しながら急激な都

市化を進めず豊かな自然を残し、人と人の触れ合いが残る久山町が今、あります。今ある町の土台を活かし、「健康」を町のブランドとして確立し、町の価値を高めていくことが今からの私たちの大きな役割だと考えています。

その要素の一つが、「人間の健康づくり」である、久山町生活習慣病予防健診事業、久山町研究であり、60年にわたり積み重ねてきた、医学のエビデンスは、医学の発展に大きく寄与しています。

ただ、町の健診に多大な貢献をいただきました前ヘルスC&Cセンター長、故尾前照雄先生の言葉の中で、久山医療の究極の目的は予防医学であるということをお話伺いました。私は、今となってよくこの立場に立って最近この言葉の意味がよく分かるようになったという気がします。これからの健康のまちづくりのヒントを頂いた、そういうふうに捉えています。それは、病気の予防を行っていくには、健診プラスセルフケアが大切なことになってくるということだと思います。このセルフケアに力を入れていくことで、健康増進につながり、町民の皆さまの人生がさらに豊かなものになっていくというふうに捉えています。

セルフケアには、体だけではなく、心の健康も必要となってきます。両輪で取り組むことで、町民の皆さまに健康を実感していただく。これが次のステージであると私は捉えています。そして、これは久山町にしか挑戦できない分野でもあると思っています。

具体的な主な事業としましては、超高齢化社会を迎えた現在の新たな健康問題として認知症や介護の予防対策が急務となっています。今まで蓄積がある久山町ならではの健診事業の新たなステージとして、先ほどお話があった九州大学と共同で地域医療を活用した予防事業などを考えております。

また、町民の皆さまには、健康に対する意識はとても高いので、セルフケアが社会貢献につながり、それが心の健康につながるような取り組みを行ってまいります。令和4年度の予算では、健康アプリ、ケンコムを使ったウォーキングイベントの商品を、今までは町民の方に対する個人の商品ということになっておりましたが、今回そういう社会貢献、町内の子どものためになるような商品を選ぶなど、そういうふうなものを今年度から取り組むようにしております。

そして、引き続き心の健康としてヘルスC&Cセンター2階、健康ライブラリーで行っております楽しみながら学ぶ健康、ひさやま健康ライブラリー事業も引き続き実施してまいります。このことにより、実はヘルスC&Cセンター2階のひさやま健康ライブラリーで楽しみながら町内の企業の協力を得て発酵料理教室、それとかコーヒーづくり、コーヒーを入れる教室とかいろんなことをやっています。新しい住民の方がこちらに来られて、そ

の後健診に行かれるようになったという話を何件も聞くことができました。このように、問口をしっかりとつくっていくという取り組みも広げていくことが健診にとっても大事だと思っております。

最終的に大きく捉えると、健康というテーマで国土・社会・人間の健康の取り組みが一体化、可視化していくことが大事だと思います。それぞれがばらばらではなく、それぞれつながってるということをいかに新たなステップとして町全体として考えていくことが大事だと思っております。SDGsを体現する町、そういうものを目指す、それこそ町全体の新たなステージだと私は捉えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

西村町長は、私がそこに書いておりますステージ新たなステージを…

（議長只松秀喜君「ちょっと、ちょっと待ってください」と呼ぶ）

よろしいですか。町長の方から、私が質問しております新たなステージということ、医学的見地だけではなく、予防医学を最終的に求めながらセルフの健康とかということについて町長のお考えをいただきました。本当にありがとうございます。

このような内容については、令和3年度にまとめられた久山町の健康増進計画の中でもしっかり述べておられます。しかしながら、今ご存じのように町長の方から言われました病気の方に関してはがんの対策と、それから認知症の対策、これが大きな問題と思っております。それと、自分で自分の健康を維持するという健康整備ということについても述べられましたので、ありがとうございます。SNSとかそういうツールを使っただけのケンコム、それから久山町のげんき予報便という形で皆さまに周知をしていってるということは非常にありがたく思っております。

しかしながら、町長が言われましたように、この辺のツールとか道具がまだまだ一般の人はそんなにご存じないと思います。その中で、新しいケンコムを使ってるという方もどのくらいおられるかもちょっとこの場でお分かりでしたらお教え願えますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それでは、健康課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 健康課、大嶋課長。

○健康課長（大嶋昌広君） ICTを活用した健康づくりの取り組みとしてのケンコムです

が、平成30年度から導入しておりまして、現在1,350の方がケンコムアプリを登録してあります。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

今ケンコムを利用している方が1,350人というのをお聞きしましたけども、恐らく課長の方もこの数字は若干物足りなくて、少ないかなと思っておられる。恐らく町民の健康診断を受けられた方のせめて目標は7割ぐらいに持っていただいて、これから住民の皆さんの方に発信していただければなと思っております。

もう一つ、健康の環境づくりという中で、私は東久原に住んでおりますので、今C&Cセンターの下の方に、私の言葉で言うたら健康広場みたいな形の広場が設けておられます。要は、池の周りのフォレストロードの一環としてその公園の機器を造られたと思えますけども、この機器は本当に私たちみたいに、もうそろそろ筋肉が落ちたりする者にとっては非常に楽しい場であると思っております。しかしながら、これは僕が見る限り、東久原かそのかいわいを利用されてる方しか使ってないと。こういう新しい機具をこれから町長も考えておられます新しい行政区の中の町民の公園、そういう中にも機器をぜひとも取り入れながら、自分の健康は自分で守るということを推し進めていただいたら助かるということでご提案をさせていただきます。いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

確かに町民の方ともお話をしていると、久山町の人口が増えておりますので、児童公園、子どもたちの公園というのはすごくニーズが高いと。でも一方で、そういう高齢者、シニアの方が集う公園というのも必要だという声も伺ってます。恐らくそういうことも含めた上でそのヒントとして今いただきましたので、どういうところで考えていけばいいかというのはありますが、そういう方用の外に出る公園というのも一つ考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。ぜひその方向でよろしく願いいたします。

それでは、②の方に移っていきます。

当然今町長等々がいろいろ言われましたように、その中でのステージに挑戦するための予算編成とか、いわゆる国から県から何らかの補助等々がおありでしたら、予算案をいた

だく前にこの書類を作りましたので、その辺のところを気づかずに若干質問しておるかと思えますけども、その辺のところをちょっと大きなステージの中でこういうステージはこういうふうに考えている、予算はつけ方はこういうふうにしてるといいう形がお分かりでしたらお教え願います。よろしくお願ひします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどの質問にお答えが重複する分もあるかもしれませんが、お話を聞いていただければなと思います。

まず、ICTを活用した健康づくりの取り組みの健康管理アプリ、ケンコムです。これは平成30年度から導入しております。こちらの費用につきましては、久山町自体がアプリの利用料というのは無料でやっておりますので、費用はかかっておりません。ただ、それを判断していく分につきましてはというのは、若干システム料関係等は発生してはありますが、基本的には町のそういう費用は単独でやっていくということになっていくと思います。

次に、チャレンジウォークひさやまとってケンコムを利用したウォーキングイベント、そういう商品につきましても、基本的には町の負担となっています。

次に、具体的に65歳以上の方の、先ほども言いましたCT、ロコモティブシンドロームによって認知症の発症、進行が分かるような調査というのを、基本的にはこちらの方につきましては九州大学久山町研究室、そして公益社団法人久山生活習慣病研究所の予算で行ってまいります。

その他の心の健康のライブラリー事業、こういうものにつきましては町の単独事業となっています。基本的には、町の事業は単独費というのが主になってると。ただ、研究関係につきましましては、九州大学久山町研究室、もしくは公益社団法人久山生活習慣病研究所の方から出てるというようになってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

それでは、③の方に移らせていただきます。

先ほども若干①番から②番、流れとしてはダブっていくかも分かりませんが、こういう新しいステージに臨むときに10年間の中でどういうふうに期別戦略といいますか、総合計画の前期、後期の5年間単位で区切るのではなくて、やはり実行計画がいかにか町民の方に見えていくのは5年とか10年先の話ではないと思います。実際単年度、ないしは2、3年度の期別でどういうふうに考えておられるのか。これから4月に発表されます実行計画の中で落とし込まれるかと思えますけども、この期別戦略をどのように考えておら

れるか、よろしければお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、基本構想の計画期間というのは10年スパンになっております。

それを基本計画前期5年、後期5年というので、その目標に対してもう一度見直しをしていくということになっています。実際、例えばこういうICTによる健康づくり、ロコモ健診とかそういう事業計画については、前期の令和8年までに目標値を掲げて、それを計画期間として判断していくというような物差し、事業を実施する回数とかいろんなことの物差しとして上げてます。

ただ、これにつきましては、5年後それに到達したか、到達しなかった分についてはどうしてそういうふうになったかという検証は当然やっていき、後期5年をどういう方向で進めていくかということを考えていくわけですが、先ほどお話にありました、まずは4月以降取り組む、これを達成するための実施計画、それがまず町民の方に一番目につくところになってくると思います。こちらの方は毎年度実施計画というのは作り、見直しをしていくということになっています。一方で、それだけでは評価というものに対して改善というのを担保としていくためになりませんので、行政評価制度というものもあります。事務事業評価制度、こちらの方で外部評価委員会も含めてその進捗状況というのに対しては管理をしていくということになっています。

ただ、一方、私が当初この総合計画の作成に当たり一つ今までと違う点は何かということ、5年スパンで見直しをしていくということよりも、これだけ社会情勢が急激に変化していくということであれば、できるだけ随時見直せるものは見直していく、そういうことが一番大事じゃないかと。変化にいかに対応していくかということをやっていくためには、ある程度検証した上で変えられる分には変えていく。ただ、大きな基本構想というのは議会の方にもお諮りして決めてますので、町の進む10年間というのは変わらないと思います。手段をいかに変えていくかということはタイムリーにやっていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） どうもありがとうございます。

町長もご存じだと思いますけども、いわゆる国が推し進めている健康日本21というのが来年度で終わろうかと思えます。福岡県もそういう方向で発表しておりますけども、この国が推し進めている健康日本21は、2013年度から2023年の10年間で一応終わる予定になっております。この終わった後、ひょっとしたら国が恐らく推し進めてそういう計画をまた

発表するかも分かりませんが、万が一それがそこで止まった場合、先ほど町長が言われましたように、町として10年間を見据えた中で前期、後期、そして一番町長が今言われた中で時流対応といえますか、本当に一年一年できちっとやっけることがチェックできるような計画をつくっていかないと、どうしても5年スパンでステージをつくったとしても、今のような世の中の変化の中では僕は絶対に対応できないし、5年先を見据えて話ができる人が、なかなか町民と対話するときに前向きに話ができるだろうかということも懸念いたしております。やはり1年、ないしは2年のスパンで私はこれとこれをきちっとやっけていくと。それについて行政の方で動いてもらったことを町民に届けて、そしてさっきの評議委員会等々でそれを検証していくということをぜひお願いして、私の1番目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2番の方に移りたいと思っております。

社会を生き抜く子どもを育てるための地域活動と教育現場での重点的に取り組む施策についてお尋ねいたします。

3月4日でしたか、学校の生徒たちへ指導をしたことでの取り組み事項を発表する会がありまして、そこに参加させていただきましたので、この質問の中でかなりその辺の回答はあろうかと思っておりますけれども、そこに書いておりますように、社会変化が予測できない速さで進み、また新型コロナで社会の仕組みが劇的に変わりつつある社会を生き抜く子どもを地域や学校で育てるための行政に課せられた責任は増大していると思っております。そのような中でさまざまな施策を講じられていると思っておりますけれども、私が今感じる段階で結構でございます。この①の2点についてお尋ねいたします。

まず、①新年度に取り組むひさやまてらこや⁺ (Plus) の運営という形が新聞に掲載されておりました。その中で、そこに4項目ほど書いておりますので、順を追って一括で町長の方から説明していただければ助かります。ただし、(4)の事業期間3年を予定しているとあります。その後の事業展開はどのように考えておられるかについては、若干の思いを込めて発表していただければ助かります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先日行われた教育実践会、学校の先生方の現状というのをよく議員の方にもご理解いただいたかなと思います。今末松議員がおっしゃるように、社会変化というのもすごく進んでおまして、子どもたちの置かれている環境、なかなか急変してきてます。そして、学校で解決できない課題というのがたくさん出てきてます。それに対して学校現場だけではなく、子どもたちが自由に未来を選択できる機会をつくっていくというの

は、私たち行政の使命でもあります。そのために、今回こういうてらこや⁺（Plus）という事業を始めたということになります。

概要的には、学校法人双葉学園福岡デザイン専門学校と昨年12月18日に創造的人材育成事業に関する包括連携協定書というのを結びました。これが今後久山町に新たに開校する新しい学びの場というふうになります。

ひさやまてらこや⁺（Plus）では、参加対象者である小・中で、いずれは高校生の創造性や生きる力を育み、子どもたちの将来への可能性を広げる機会をつくっていくことを目的としております。そのため、国内外で活躍するデザイナーやアーティストが講師となり、久山町の地域課題をデザインやアート、プログラミングを通して柔軟に解決する思考や手法をワークショップを重ねながら学んでいきます。プログラムは、誰もが参加できる基本講座と具体的な物づくりや仕組みづくりを行う応用講座で構成を予定いたしております。そして最後に、普通の講座と違うのは、その成果の発表の場として、年度末あるいは新年度の4月にこの講座を受けた登録者が主体となり、運営まで含めた企画、そういう事業までを実験発表としてやってくと。そこまでを一括して、セットとして考えております。

現在の計画で、8月までに単発講座を3、4回行いまして、9月からは連続的に講座を受けるという2構想でそれをつくっていきます。人数については、恐らく延べ50名から80名ぐらいになるのかなと今踏んでます。ただ、希望者がどのくらいいるかということになります。そういうふうを考えてます。担当部署につきましては、てらこや⁺（Plus）につきましては、学校教育事業、先ほどもお話しさせていただきました人材育成、それにプラスしてやっていく事業ということになります。町の魅力づくりだと私は捉えておりますので、担当部署は経営デザイン課としております。担当人員につきましては、経営デザイン課の職員が2名から3名兼務で行うと。当然福岡デザイン専門学校の方もその事業に関わる人がいるというふうを考えております。

令和4年度予算については、魅力づくり推進費の方に講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費として43万9,000円を計上しております。ただし、運営につきましては、今後の協議の上でそのデザイン専門学校の方が運営を一括してやった方が効率的だという場合は、委託料ということも考えられるかなとは思ってます。

受講希望者は先ほど申しましたので、最後の4番目ですね。今後の3年間についてということになると思います。包括協定につきましては、今のところ令和7年3月31日まで、3年間というプログラムを考えておりますが、まずは当面小中学生を対象として、将来的には高校生以上の方も学べるようにしていきたいと考えています。そのためにも、このて

らこやを町民の皆さまに興味を持って自分たちの学びの場だというふうに思っていたくということが大事になってきますので、そこにしっかり周知活動をやりながら、多くの企業に関わってもらっていくことが大切だなというふうに思っております。

最終的には、運営資金についても、町や福岡デザイン専門学校のほかにも民間企業や地域の大人が子どもたちを支援するような仕組みの構築につなげていきたいと考えております。ここで学んだ子どもたちが高校生、大学生、社会人になったときにこのてらこや⁺ (Plus) の場所に集って、そのときに学んでいる子どもたちのチューター、指導役のようになってもらうようなことが今後の久山町スタイルの人づくりではないかと思っております。こういうことを私は目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 3年間という形で今契約をしておるといふのと、予算上は約43万9,000円、人数は50人から80人ということは、一応確認をさせていただきました。

私は4番目に危惧しておりますのは、素晴らしい構想だと思っておりますけれども、これが先ほど専任制とか人員とかという形で僕はそこに書いておりますけれども、主管部署は経営デザイン課で、魅力づくりの中でもやっていきますよということでおっしゃられましたけれども、どっかの時点で専門性、専任制といいますか、その部署の中である程度専門的にきちっとその仕事がメインだという形の人配置されてないと、恐らく初めての取り組みです。誰かがきちっと確認をしながらやっていかないと、恐らくその部署だけで管理するのであれば、どうしても日々に追われた方向性の中で指導とかそういう運営に当たることができないかなと私なりに思っておりますので、できましたら今年度の予算からまた来年度の予算と。恐らく予算については、若干私としては成功している限り増額をしながら久山スタイルの成功を祈っております。

特に運営委託をする場合、どこまで育てた上で運営者に渡していくかという形をもう一回町長の方で精査して、持っておってほしいなと思っております。あくまでも3年間という縛りではなくて、こういう目標まで達成したときに初めて運営委託をした方がいいのか、まだ町として確認をしていったらいいのかということも一回きちっと置いてほしいと思っておりますので、その辺のところを補足して説明していただければ助かります。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、3年間というふうに区切っているのは、教育というのは結果がすぐ出ませんので、3年というスパンで一度再度見直しをしていこうということで3年間としてます。当然この後、事業については問題なければ継続をしていくということも考え

られると思います。

次に、この事業を最終的にいろんな方面で発展していくためには、いろいろな企業の方とかそういう専門家の方が関わっていききたいという事業にしていくことが最終的には継続につながると思います。そのためには、運営につきましても資金面というのが持続していくための運営方法というのを模索するというのも、私の中ではこの3年間で一つの課題だと思ってます。行政がずっと負担をしていく、職員を置くというのも一つスタート段階では必要な面もあるかもしれませんが、最終的には自主自立を考えていく。最大限子どもたちに効果を与えていくためには、運営方法は民間主導というふうになっていった方が効果的だと思っておりますので、その面をまずは進む段階でのスタート段階のきっかけ、そして調整関係を経営デザイン課の方でやっていくというふうを考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 当然おっしゃられましたように、行政としてやっていける範囲というのは、先ほど町長が言われましたとおりだと思いますので、ぜひその方向の中でもきっちり成功の久山スタイルをつくってほしいなと思っております。

では、次に移ります。

そこに書いておりますようにGIGAスクール構想の取り組みについて、先ほどもありましたように発表会で出たのでかなりのことは知識としていただきましたけども、その2点、今後のリモート学習が必要などきの対応とか施策はどのようになっているのかと、教育長の方にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） マスクを取らせていただきます。

ご質問ですけれども、(1)、(2)を合わせてご回答ということによろしいですか。

（5番末松 裕君「はい。」と呼ぶ）

まず、リモート教育のことをお尋ねでございます。

本町では、いち早く1人1台のタブレット端末を導入して、ICT教育をかなり推進しているというふうに考えております。令和2年度に久山町学校ICT整備活用計画というのを作成しております、具体的にタブレット端末を先生方にすぐに使っていただかなければなりませんので、具体的な活用方法を記した活用計画を策定し、それを基に取り組んでいただいているものです。

今お尋ねのリモート学習についてですけれども、いわゆるリモートによる学習はこちらではオンライン学習という言い方をしておるところですが、それについても積極的に取り

組んでいただいております。具体的には、学校内では始業式とか全校集会などでの体育館で大人数が集まるような密接状態がありますので、それを避けなければいけないこのコロナ禍の状況では、体育館での発表をオンラインで配信して、子どもたちは各教室でそれを大型のモニターを見ながら学習をするというようなスタイルもしております。

また、学級閉鎖や登校ができないという状況の児童・生徒には、タブレットを家に持ち帰らせてオンライン学習を実施しているということもございます。

続きまして、(2)ですけれども、専門的な知識習得体制の有無というところでのお尋ねは、これは専門性が必要ですので、そういう主導的な立場のものがあるのかということだと思いますが、令和2年度よりICT支援員を配置しております、先生方のサポートとか授業支援などを行っていただいております。ICT支援員は、専門の業者さんをお願いをしているところですが、両小学校と中学校を日替わりでローテーションを組んで回っていただいております。1人配置しております。たくさんの機器がありますので、壊れたときの対応とか日々のトラブルの解決に当たっていただいたり、それだけではなくて、研究発表会や研究会、オンライン学習など、タブレットやパソコンを使うさまざまな場面で支援をいただいているところです。現在は月に100件ほどの学習支援やトラブル対応をしていただいております、おかげさまで導入がスムーズにできているのではないかなというふうに考えてます。

また、各学校の情報教育担当教諭をICT担当者として位置づけまして、年間3回ほど研修会とか情報交換会を行っておりますので、こうしたことを通して各学校でのさらなるレベルアップを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 私が若干そこに専門指導員と書いておるのは、初めてのICT支援者という形で専門業者に任せてるということで、先ほど久山町内で1名の方が山田とそれから久原、それから中学校を輪転してるということでしてます。当然今の段階では技術的なメンテナンスひっくるめての使い方とかノウハウの使い方だと思いますけども、前回の学校教育実践報告会でもお尋ねしましたけども、タブレットを渡しただけではその活用方法論だけじゃなくて、それをどういうふうに使っていくのかというやつの次なるステップまでを含んだ一貫した教育ができるような専門員が配置されるべきだと思ってます。当然今の専門指導員さんもそういう知識がおありかと思いますが、ひょっとしてそっちのウエー
トの方が少ないのであれば、技術的な専門員ではなくて、いわゆるそういうタブレットを使って、ここからどういう知識を取って、どういうふうを活用していく方を専門的にご指

導できる方が欲しいなと思って書いておりますので、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） 今末松議員が言われたとおり、タブレット端末を使うに当たっては、どうしても学校教育では専門的な活用方法が必要です。授業内容をある程度踏まえて指導方法も加味しながら、そのときにタブレットをどのように活用するかということが必要ですので、そういう意味ではこれまでICT支援員でのサポートはどうしても機器の使い方とか、導入時期だから仕方ないところはあるんですが、そういう指導をたくさん受けて、だから先生方はとても助かってある状況です。

ただ、今後は今ご指摘のように、授業の中でいかに効果的に活用して子どもたちの学びがスムーズにいくようにということが必要です。先生にとっても授業改善の手段としてタブレットを活用できるような、具体的にそこまで持っていきたいというふうに思っています。

実は、先日ICT支援員の今後配置するに当たって業者の選定を行っております。その中で、授業改善に向けて指導内容、指導方法も含めてタブレットの活用方法を厚く指導できるというか、関わるができる、そういう業者を選定いたしておりますので、私どもも期待をしているところです。今後は学校のICT担当者も、研修会と申しましょか、教育委員会が主催して行う研修会も多めに設定をして、学校の方でもより活用が進むようにしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 教育長の方からも心強いご意見をいただきまして、ありがとうございます。これからのステップということで、そういう専門的な知識のある方をぜひぜひ登用してほしいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

当然に、いわゆる国際的な学問の調査期間であるPISAですか、あの中にもありますように、デジタル機器の使用状況はOECD諸国の中では一番下のレベルということで日本はなってます。そういう中でも久山町が新たな、それこそ大きな言葉でいったら久山スタイルみたいな形の子どもが育っていきますように祈って、次の質問に移っていきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、人々のつながりの輪を広げる行政区自治活動組織の在り方についてお尋ねいたします。

その冒頭書いておりますように、私も区長を長年務めてさせていただきましたけども、区長会に出るたびに区長の成り手が少なく、役員の選考にも非常に苦慮してると。ぜ

ひ区長の方からもそういうことを何か言えないだろうかというご意見もありまして、こういう質問をいたしております。そこに書いておりますように、これは久山町だけでなく、いろんなところの自治会でも問題が出てきているということで、西村町長が言われますように、人々のつながりの根幹の組織は行政区のそういう組織だと思っております。そこに書いておりますように、福岡市は自治会とか町内会等の支援を強化するため、市の組織内において地域支援課の職員を増員し、また地域づくりアドバイザーを配置するなど、多くの予算を確保し、行政の責務として自治会等の支援に力を入れていると。

また、支援を強化するため地域コミュニティの活性化についての基本理念や自治会等のそれぞれの役割、それから市、ここで言うたら久山町の責務などを明確にした福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（案）を提出しておるとお聞きしております。

このような情勢の中で、組合長の加入といいますか、この組織をどういうふうに持っていくかを、いわゆるそういう久山町条例としてできるものかと考えておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 行政区の問題ですね。確かにすごく難しい問題だなと、組合管理の問題はあると思います。当然災害時等、相互協力、高齢者の人口が増加すると高齢者の見守りや防犯対策、そのような要請のときに自助・共助・公助それぞれの立場で必要性が見直されてきている。そういう状況になってきているかなと、最近は特に思います。こういう助け合いを行っていくというのが本来自治会の大事な役割かなと思っておりますが、なかなか久山町自体も集合住宅の増加やそういう核家族化が進んでおり、コミュニティが希薄化する。それで、昔ながらの近所付き合いというのがなかなか難しくなっているというのも現状あるというのも理解しております。

ただ、難しいところが、自治会への加入というのを、この組合加入促進条例をつくったからといっても法的な根拠は一切ありませんので、それが本当にいいのかどうかという判断としては、私は久山町にはなじまないのかなとは思っています。そういうふうな縛りをつけてやっていくというのは、一つうちでそういうふうにやっていくんだよというふうに強制的に今やる段階かなというのは、少し私の中でも悩みはあります。

ただ、後ほどの質問になりますが、実は久山町自体がまちづくり条例というのを定めますので、実はそれに匹敵する決まりというのは明確に以前からつくっておりますので、そこに役割分担、協働のまちづくりをしていくというのはうたってます。そういう計画もありますので、今後どうしていくかと、組合の加入促進というのはまた一つ違うアプローチが必要なのかなとは思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。当然に町長が言われますように、これを条例みたいな形で縛っていくということは、若干いろんな意味で問題があろうかと思えます。私が今ここに気持ちとして書いていますのは、町内に新しい転入者がおられたときに、町長名で各行政区の組合の方にご加入くださいという要請文が必ず配付されてると聞いております。しかしながら、直近の東久原区の話ですけれども、せっかくつくった組合が今回離脱をするということで、彼らと2時間ほどお話ししましたが、そこはいわゆる民間が造ったアパートですね。当然そこに管理者がおって、そこからいわゆる協力金とかそういう組に必要な会費を一同から集めて、家賃の中で取ってるという状況がありますけれども、そのこの住民の方がそういう久山町に入るときにそういう内容の文書を教えていただきましたかと、ないしはもらわれましたかとお聞きしたところ、もらっておっても忘れた方がおられるかも分かりませんが、皆無でした。

これは、先ほど条例じゃなくても、いわゆる各担当する部署の、例えば住民課とか総務課になろうかと思えますけど、そのこの部署の規定みたいな形にして、その部内できちっとこういうことを転入者様にはしたかと。それで、それがチェックされて、極端に言ったらその書類を受け取った方も受領印の名前を控えておくというぐらいにしていかないと、そんなことは知りませんと。アパートに入ったときに、某組合長さんから回覧板が回ってきて、それだけで終わったということで、今回の広報にもPTAの会長さんが書いておられましたよね。久山町に入ってきたときに、これはびっくりする、道徳のところを書いておられましたけれども、いろんな縛りがある、縛りというか協力する地域のコミュニティがいっぱいあって大変だなと思ったと。しかし、それが今の彼の子育てのいろんな意味での役に立ってるということが今回の広報にも書いておられました。

やはり、僕の原点も町長と同じように、皆さんと一緒にコミュニティの場を広げながら、そして自分たちでそういうコミュニティの活動ができる場を広げていくというのが大きな問題ですけれども、最初の取っかかりが、条例で書いているけれども、実際入ってくる段階においては若干その辺が転入者様に詳しく伝わってないのではないかなと思っておりますので、その辺のところの方向性もひっくるめて、もう一度お話をいただければ助かります。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、今ご指摘いただきましたように、町に転入される方がおられるときは、窓口で行政組合の小組合の加入については常にお願ひしております。これを控え

ておくというのはなかなか難しいかなと思います。強制的なものではないので、それを行政として保持していくと、そういう明記していくというものを残すというのはちょっと難しいと思います。

また、今一番やれることとしては、町主導による開発、もしくはそういう住宅開発等が民間であるときは、お願いをしています。草場地区に対してはそういうことで、3組合ほど今回新規住宅では組合ができたというふうになっています。ここについては、そういう販売企業、パートナー企業を通しながら実際にその地域の中でルール決めというのをやって、それを維持していくというようなこともやっております。そういうふう新しいところについてはそういうことができておりますが、なかなか旧集落についてはそういうことが今のところできていない状況であることは事実だと思います。

ここについて今後どうしていくかということになりますが、組合のお付き合いがなかなか難しい、義務だけをするということに対しては負えないよという人が多いのかなと思います。これは問題は育成会とかでも同じことが起こってると思います。そういうことを考えたときに、その問題点をどのようにして、前と違う形で補っていくかということを一歩ずつ埋めていくしかないかなと思います。そのためには、行政職員にしる地域の方にしる、そういうことの問題点を把握していくということが大事だと思いますので、議員さんも含め、行政区長さんも含め、このことについては引き続き協議を重ねていく、それが一番必要かなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今町長が言われましたように、考え方は町長が言われるとおりでございます。しかしながら、実際各行政区の中で抱えていく問題は、こういう考え方でやっていくんですよ、こういう方向でやってますよという形を案内したとしても、非常に浸透されてるとは僕は今のところ思っておりません。

これは、何でかという、まず区長になれる年齢層がまだ非常に上がってきているというのと、区長が各地域の中で区長としての責務と、それから、僕が一番困っているのは、区長は例えば東久原の住民票がある皆さまの代表としての区長なのか、当然組織上はその長だと思いますが、実際はいろんなコミュニティの活動をやったり、それから回覧の案内をしたり、住民の皆さまの声を聞きながら町の方に尋ねていく仕事も区長の重さになっております。ある区長は区長になったときに、俺は町の苦情係かということも冗談で言いました。これは、区長としての仕事は努力してお互いやりましようねという形が久山町と執行機関様と私たちの区長との、そこの踏み込んだ話し合いが年に1回か2回きっちりやっ

ていかないと、単なるスポークスマンの形になっておろうかと思しますので、そういう機会があったらぜひお願いしたいと思っておりますので、その辺のところについてお気持ちだけお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私としても、この問題につきましては少しずつでも進展していく、形を変えながらでもいい形をつくっていくということは大切だと思います。そのためにも、関係の方と話をしていくというのは行政としては大事なことです。それは力を入れてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。不慣れな質問で町長の方も戸惑ったかと思えますけども、10年の総合計画の初年度を受けて、そして地区ごとのコミュニケーションを大事にしたいという町長の熱い気持ちがあろうかと思しますので、その辺の細かいことまで入り組んだ形で町長の方に問題提起をしたり、そして区長を通してしたりすることもあろうかと思しますので、その節は皆さんと一緒にそういうことをやってほしいなと思っております。特にコロナ禍で執行部さんと区長との話し合いの会もなくなったし、議員間同士の話もなくなってきてます。恐らくこれがまたもうちょっとコロナが続いたら、今年もしない、来年もしないという形になれば、違う方向でそういう方向性を示す方法が必要だと思いますので、ぜひともご協力ください。

それと、あとは最後ですけども、4月以降にもろもろの実行計画を盛り込んだ形で発表されるというふうにお聞きしておりますので、その辺のところにもいろんな皆さんの意見を吸い込みながら実行計画をぜひぜひお願いして、私の本日の一般質問とします。どうもありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は14時40分。14時40分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時21分

再開 午後2時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の前に、佐伯副町長より謝罪の申し出がっておりますので、お受けいたします。

佐伯副町長。

○副町長（佐伯久雄君） 先ほどは携帯電話を置き忘れて持ち込んでしまいまして、皆さま方に大変ご迷惑をおかけいたしましたので、この場を借りておわびを申し上げます。どうもすみませんでした。

○議長（只松秀喜君） それでは、6番阿部恒久議員、発言を許可します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） マスクを取らせていただきます。

本日最後の質問でございます。阿部恒久です。よろしくお願いします。

私の方からは、まず個人情報管理に関連する問題を2問と、それからふるさと応援寄附金についての質問をさせていただきます。

まず最初に、個人情報管理についてですけれども、行政機関の個人情報管理の重要性については言うまでもないと思いますけれども、町としてどのような対策を講じているのか、また職員に対してどのような研修をしているのかということをお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを取らせていただきます。

個人情報の漏えいにつきましては、議員のおっしゃってる重要なポイントだと思います。個人情報が漏えいするには、紛失、置き忘れ、誤操作など人的な問題と、もう一つがウイルス感染や不正アクセスなどのセキュリティー管理の問題、この2点が対策として大切だと捉えております。それに基づき、職員の意識啓発、情報管理を行い、リスク軽減回避に努めているところです。

内容につきまして、総務課長の方から詳しく説明をさせます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 本町におきましては、平成17年に久山町個人情報保護条例、平成27年に久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、平成28年に久山町が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程、久山町情報セキュリティー管理に関する規程、久山町情報セキュリティー対策基準に関する要綱等を策定し、管理体制、職員研修、個人情報の取り扱いについて定めております。

情報の管理方法としましては、個人情報を扱う基幹系端末、それから業務を行う庶務系端末、インターネット端末と、国が推奨している三層分離を構築しております。基幹系端末は庁舎内でのみローカルネットワークを介して完全に他とは分離をしており、庶務系端末はL G W A N回線により地方公共団体と専用回線にて接続しております。機密性と可用性を確立しており、漏えい等の防止を図っております。

それから、職員への研修としまして、新規採用職員に対する職場研修をまず定例として、平成29年度には個人情報保護制度に関する研修、そして本年度から定期的に執り行います個人情報を含む情報セキュリティに関する研修およびその内容に基づいた職場点検を行うこととし、職員の知識の向上、取り扱いルール順守に努めております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

民間企業と行政機関とでは、個人情報の範囲や管理方法も違うと思います。また、大手民間企業では、独立したコンプライアンス部等があって対応していますが、役場では総務課の中に専任の担当はおられるのでしょうか、お聞きします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 本町におきまして、総務課には専任はおりません。兼務をしております。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 続けて、個人情報漏えい等が発生した場合、対応の最終決裁者はどなたで、事案によっては例えば総務省とかに報告するような案件とかというのはあるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 本町におきまして、セキュリティ対策は副町長がトップとなって物事に当たるようになっております。事案については今のところ発生しておりませんので、そういうふうな対応をしたことはございません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 民間企業では、例えばそういう事案によっては監督官庁に報告したりして、場合によっては業務停止とかいろんな指導を受けたりします。今のお話だと、町の場合は副町長がトップということで、副町長のところで決裁ということになるかと思いません。そうした場合、事案が発生しているかどうかは別にして、事案が発生した場合、要するに町の単体での処理ということであれば、場合によっては自分たちに不都合なところをうやむやにといいいますか、ちょっと緩くして解決方法をとるとかそういったことも起こらないとは限らないというふうな危惧をするわけなんですけども、その辺の厳しさといいいますか、対応の適正化といいいますか、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 今のご質問でございますが、案件によりその発表する範囲を副町長をもとに決定するようにはしております。重大案件になりますとメディア等を使って公表しなければいけないですし、あとマイナンバー関係、これにつきましては当然総務省の方にも報告するような取り決めとなっておりますので、それはそれでまた別の要綱に基づき適正にやっていくようにしております。また、住民票等の漏えいにつきましても別途要綱を定めておりますので、それに基づいて取り扱うようにはなっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

2番目として、久山町は同じ姓が多く、同じような番地もありますけども、令和3年度に郵便、ファクス、メールの誤送や混入の事案はあったんでしょうか。もしあるとすれば、それは何件で、再発防止策はどのようなものかお聞きします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） お尋ねの件でございますが、令和3年度におきましてもそういう案件は発生しておりません。これは各課で郵送およびファクス、メール等を担当している者に確認をしまして、各部署ともそういう事案はないという報告を受けております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

それでは、次の職員のパソコンのウイルス感染、不審なメールの開封についてはどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 職員のパソコンのウイルス感染、不審なメールの開封につきましても、本年度発生しておりません。なお、本町におきましては、全ての端末でトレンドマイクロ社のウイルスバスター等の導入およびウィンドウズのアップデート、これは欠かさず行っておりまして、OSを最新の状態にするとともに福岡県が運用するセキュリティアラウド、こちらのシステムを利用しまして、ウイルスや不正アクセス等に対応しているような状況でございます。

当システムにおいては、メール本文やメールに添付されたファイルの無害化、こちらを行いまして、誤ってメールを展開してもワームやウイルス等の侵入を防ぐ措置がとられておりますので、その点各職員が仮に間違っても開いたとしても安全性を確保できておりま

す。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございました。

続きまして、個人情報の紛失、保存期限のあるものの誤破棄についてはいかがですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） こちらにつきましては、個人情報に限らず、文書管理規程に基づき保存年限を定めており、文書管理システムにおいて管理を行っているような状況でございます。文書の移管、廃棄につきましては、システムからの打ち出したリストを基に、年に一度ですけれども、4月から6月頃にかけて文書整理を行っております。移管、廃棄文書につきましては、複数名で整理確認を行いながら作業を実施しているような状況でございます。紛失や誤廃棄の報告は今のところございません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

では最後に、個人情報等の持ち出し、漏えいについてはいかがですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 個人情報の持ち出し、漏えいにつきましては、今年度も発生していません。個人情報が含まれるシステムに接続できる基幹系パソコンにおきましては、未認証の記憶媒体、これの接続は制限されており、その記憶媒体は各課で厳重に管理されておりますので、基本的には個人情報の持ち出しはできないようになっております。

また、個人情報が含まれる文書につきましては、廃棄の際は漏えい防止等のため溶解処理を行っておりますので、そういう漏えいの事案も発生してはおりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 今いろいろ漏えい等についてお尋ねしましたけれども、非常に久山町として管理が行き届いているんだなという印象を受けました。本当によくやられているんだなというところだと思います。

ただ、人がやる、例えば郵送とかのときに書類を入れるときに、同時に複数の方に郵送する場合、書類の混入とか、そういったものは人がやることですから、ついやったとか、うっかりというのは絶対発生すると思うんですね。そういったこともありますので、個人情報の管理については今発生がゼロということですから、今後ともぜひそのように対応し

ていただければと思います。ありがとうございます。

では続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

1階の窓口で使ってる戸籍証明書等の請求書および住民票の写し等の交付申請書についてお尋ねします。

令和3年12月3日の毎日新聞に、知らぬ間に個人情報流出という記事が掲載されていました。内容は、宇都宮市の行政書士が職務上請求書を使って違法に戸籍謄本を取得していたために、戸籍法違反等の疑いで逮捕されたというものでした。そこで、戸籍証明書等の請求書および住民票の写し等交付申請書の使用実態についてお尋ねします。

令和3年度の第三者の申請件数は、それぞれ何件でしたでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） お答えいたします。

お尋ねの第三者申請件数につきましては、戸籍に記載されているものや住民基本台帳に記録されているもの以外の請求、第三者請求に職務上の請求、公用請求を加えた件数でご回答させていただきます。

令和3年度第三者請求等の件数といたしましては、令和3年4月から令和4年1月までの集計でございます。令和3年度の第三者請求等の申請件数は、戸籍証明書等申請請求書が1,548件、住民票等の写し等の交付申請書が432件でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

今お答えいただいた1,548件、432件のうち、そのうち弁護士、行政書士等の申請件数は何件ですか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 職務上の申請件数は、戸籍証明書等の請求書が336件、住民票等の写し交付申請書が51件でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございました。

3番目の質問ですけれども、第三者の申請の場合、委任状が必要と思いますけれども、委任状に本人の実印、印鑑証明が要らないというふうに関口でお聞きしました。これはどういう理由からかということをお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 第三者請求につきましては、戸籍法、住民基本台帳法に基づくもので、権利の行使や義務の履行を目的といたしまして、疎明資料で請求者と対象者

の関係が分かるものが正当な理由の請求であれば交付することができるかと定められており、委任状は必要ございません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

一応は住民感覚でいきますと、今の関係が分かるものであればいいということですけども、代筆とか代印といいますか、全然関係ない人が記入しても、本人にこれは書きましたかという後追いをするわけではないということですよ。それでも今の規定上、それで問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） ここで言うております第三者請求というのは、本人様がどなたかに代理人に自分の証明発行等を託すものではなく、第三者がとれる制度でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ちょっと理解があれですけど、第三者がとれる制度について、要は委任状を第三者が提出するわけなんですけども、本来その委任状というのは委任する人本人が、あなたにとってもらっていいですよということで、その委任状に本人が記入することではないんですか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 委任状の件につきましては、本人などが請求に委任状を添付して代理の方や使者に請求を求める場合がございます。今議員がおっしゃってあるのはそれに当たるというふうに私どもは思っておりますが、それにつきましては第三者請求という部類には入りません。本人の請求で、使者に代わって託すということでございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 分かったようで分からないような、ちょっとまた整理していきたいと思っておりますけども。

それでは、次の問題で、弁護士、行政書士等の職務上請求書が使用された場合は委任状は要らないというのは、これはそのようなことなんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 職務上の請求等につきましても、戸籍法、住民基本台帳法に基づくもので、受任している事件、または事務に関する業務を遂行するために必要がある場合につきましては、請求が正当であれば交付することができるかとされておりますの

で、こちらにつきましても委任状は必要ございません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 先ほど冒頭に毎日新聞の事件を申し上げましたけども、この事件は、娘の結婚に反対していた母親が相手男性の身辺調査を探偵に頼んでいたところ、探偵が行政書士に戸籍謄本等の取得を1件2万円から4万円で依頼したものでした。一連の捜査で、この行政書士は約5年間で全国の探偵55社から依頼を受け、約3,500通の戸籍謄本などを不正に取得して、約7,000万円の報酬を得ていたというものが記載されています。この行政書士が捕まったのは、たまたま男性の近所の人知らない人があなたのことを聞き込みに回ってるよということを知らせてくれて、男性が心配になって市役所に問い合わせたところ発覚したというような内容でございます。

たまたまこれはそういう聞き込みがあることを知ったもので発覚したという手がかりになったんですけども、通常はもし先ほど適正な請求があったということであれば問題ないということですけども、それが適正かどうかというのは問い詰めるわけでもないので、多くは素通りしているのではないかというふうに考えるわけですね。それで、この住民票、戸籍謄本等が不正に請求された場合の対策というのはあるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 第三者請求の場合につきましては、請求書をチェックいたしまして、権利、義務、また発生の原因、内容、証明書が必要な理由、証明書の提出先などにつきまして、具体的な疎明資料の確認を行いまして発行させていただいてるところでございます。また、疎明資料につきまして不十分と判断いたしました場合につきましては、再提出を求めて対策を講じております。また、職務上の請求等の場合につきましても、請求書のチェックといたしまして、その有する資格、当該事件の種類、その業務としての代理、または代理しようとする手続きおよび利用の目的等につきまして、確認を行います。また併せまして、法務局から職務上請求書の盗難や紛失があった場合の連絡がまいります。回収不能な職務上の請求書に該当しないかをさらにチェックして、交付する対策を講じております。また、弁護士等につきましては、自身の所属する連合会等の職務上請求書を使用するものとなっておりますので、今お手元にお持ちの窓口に備え付けの用紙とは違う用紙でございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 今対策といたしますか、そういうことをされていたとしても、現に新聞

事案では、この行政書士は年間に3,500通の違法な取得をして、行政書士から代価を得ていると。こういう実態でございます。もしかしたら久山町の中にもあったかもしれない。そういう可能性もあるんですが、ということは今以上の特に対策というのはあまり考えられないということでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 先ほど申し上げましたチェックを行いまして複数で交付を行っておりますが、また虚偽の申請を行った場合につきましては処罰の対象となっておりますので、そちらの方で対処してるところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そういう不正の取得がないように願いたいものですが、その中の対策の一つにとられた後の結果としての対応ですが、新聞では本人通知制度の導入というのがあるというふうに書いてます。久山町はこの導入はしてるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 久山町におきましての本人通知制度といたしまして、久山町住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱というのがございます。住民票の写し等の不正取得が行われた場合におきまして、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の利害、利益の侵害防止をするとともに、不正取得の抑制を図ることを目的に定められたものでございます。現在、不正取得の事案はあっておりません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そうすると、登録があったとか全件通知型の本人通知制度というのはないということですか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 本町におきましては、不正告知型といいますか、事案が生じた場合に通知する対策をとっておりますので、登録型といいますか、全件通知型については今のところ対応策として講じてはおりません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 今の本人通知制度ですけれども、近隣の市町村では、例えば宇美町とか須恵町、志免町、そういったところが導入しているようになってるかと思います。ホームページにもあったと思うんですが、これは全国の自治体全部が導入してるわけでは

ないというふうに承知してるんですけども、他地区で導入してるところもあるわけなんですけども、久山町として検討するという事にはならないんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 事前登録をしたものに対します住民票の第三者等に係る本人通知制度につきまして、今後前向きに検討させていただきたいと思ってるところでございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

登録制度については、事前の登録者が少ないとかいろいろ問題があるようなんですけども、ただほかにあって、久山町にだけないといいますか。そういったことであれば導入したいほうがいいんじゃないかなと、そういう価値は十分あるんじゃないかなと私も思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

ふるさと応援寄附金についてなんですけども、・・・3年7月30日、総務省が2020年度のふるさと納税制度の実績を発表しています。その実績を見ると、自治体によっては久山町の年間予算を超える額を集めている。もし、そのようなふるさと応援寄附金があれば、公共施設の建て替えや学校給食の問題等が一気に解決するのではないかと考えます。そこで、ふるさと応援寄附金の取り組みについてどのように考えておられるのか、町長にお聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを取らせていただきます。

ふるさと納税の件につきましてお答えいたします。

まず、ふるさと納税制度自体が2008年から始まった制度であり、地方交付税等にも影響なく、地方と都市の格差をなくす、そういう即効性の高い歳入として現在も続いている制度だと思います。しかし、返礼品の商品や率などの競争というのが課題になってるのも現状です。そのため、実際に地域資源の多さ、そして人口規模と比例する商工事業者など、大きく自治体の状況によっては影響をする、差が生まれてるというのも現状だと思います。そのため、本町のような自治体、久山町の予算を超える規模の自治体と比較するということは、なかなか一概に言えないんじゃないかと思ってます。

ただ、本町のふるさと応援寄附の金額につきましては、令和元年度で1億4,000万円、令和2年度で2億6,000万円、本年度2月末時点で3億4,400万円と、順調に増加をしてお

ります。また、捉えようによっては、実は令和2年度の糟屋地区1市7町の寄附額を町民1人当たりで割った場合は、久山町は第3位となります。都市圏周辺の自治体より低いとは一概に言えないということも言われてます。やはりベッドタウンとかそういうところにつきましても、ふるさと応援寄附というのはなかなか難しいということも現況あると思います。

また、ふるさと納税自体は一時的な財源であり、将来にわたる安定財源とは基本的に考えられず、多額の費用を要する建設事業やその後のインシヤルコストを含めて、事業の選択の判断、継続等の主財源として考えるというわけにはなかなか行政運営ではいかないかなと思ってます。そのあたりにつきましても、ご理解をいただきたいなと思ってます。

ただ、議員のご質問にあるように、自治体にとっては貴重な財源であり、努力していくことは大切だと捉えています。今年度におきましては、寄附サイトを新たにチャンネルを追加し、寄附額が増加になったという効果もありました。そのため、さらなる募集サイトを追加して、寄附者の目に留まる広告等を行っていく予定にしております。

また、前段でお話ししましたように、商品や事業者数での条件では本町は不利な面があります。それを補うため、観光、自然体験施設との連携や返礼品のない健康づくりへの取り組みなど、まちづくりの特徴というのを寄附項目にラインナップを増やしていくことがいいんじゃないかと思ってます。実際ふるさと納税の返礼品もそういうふうにシフトしていった傾向がありますので、町にとってはそういうところを増やしていくというのは今後の取り組みとして必要じゃないかと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 今、近隣市町村に比べて住民1人当たりの額は多いという話がありましたけども、2020年度のふるさと納税制度の実績を総務省が発表したのを見ますと、久山町は約2億6,000万円ですけども、宇美町は約6億8,000万円、志免町は約7億9,000万円、須恵町は8億7,000万円、新宮町に至っては約39億円というふうになってます。この数字を見て、改めてですけども、久山町の実績についてはどのように評価されていますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、周辺自治体でその自治体、新宮町で例えて言うならば、海の商品とか農作物が多く、それを運営していく事業者ということになります。ただ、私からすると、恐らく糟屋地区で金額が増加したところというのは、福岡県の共通返礼品を入れています。久山町は入れてません。これはなぜかという、ある意味金額を増

やすということについてはそれで額は増えるかもしれませんが、町内の商工事業者に返すということが全くありませんので、久山町としては今までは導入してなかったということになってます。今後は、その面につきましてもちょっと考えていかなきゃいけないとは私は思ってます。ただ、ここについて全部をそれに移管するというのではなく、やはりその金額を商工事業者にいか返していくか、商工事業者の競争力につなげていくかということをお忘れずにやっていかなきゃいけないかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 町長、ありがとうございました。

では、次に総務課長にお聞きします。

先ほど町長からもお答えがありましたけども、令和3年度のふるさと応援寄附金の推移については、今どのような現状になってるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 本年度の寄附実績につきましては、4月から年末にかけて次第に増加し、12月には一月約1億5,000万円と、1年の3分の1以上の寄附を集めました。昨年度は役場窓口および楽天、それからさとふるで募集を行っていましたが、本年度は10月に大手のふるさとチョイスにて新たに募集を開始し、今年度寄附総額は3億5,000万円を見込んでおります。なお、先ほど町長からもありましたけれども、2月末時点で3億4,400万円の収入となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

ふるさと応援寄附金についての過去の一般質問を見ますと、平成31年3月の定例会で前の有田議員が質問されていまして、そのとき前の久芳町長の答弁で、ふるさと応援寄附金業務は新宮町はおもてなし協会が仕切っているが、久山町は1人の担当者が兼任でやっている。また、新宮町は3割の返礼品になっているが、久山町は2割の返礼品になっていると発言されています。現状はいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 現在久山町の返礼品の金額ですけれども、おおよそ3割を返礼品に充てております。ふるさと応援寄附金の体制でございますが、やはり職員1人が中心になってやっておりますけれども、今年度はサブをつけまして、職員兼務ではございますけれども2人体制、また委託業務等につきましては、ふるさとチョイスを加えたことにより

そういうふうな発送手間等の分に関してもそちらのほうの委託業者が行っておりますので、事務的にはかなり楽になってきたかなと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

続けてですけども、先ほど出ました新宮町ですけども、返礼品の主力はあまおうと聞きました。新宮町は海があるから海産物かなと思ってたんですけども、そうではなく、イチゴだというふうにお聞きしています。イチゴであれば久山町でもできるし、先ほどから出てる商工会とか農業団体との協力によって返礼品の開発というのはできるんじゃないかなと思うんですけども、そうするともっといい取り組みができるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そうですね。あまおうが多いという話も、今はあまおう自体が人気です。それはあると思います。ただ、久山町の場合、イチゴ生産者の方からすると、ふるさと応援返礼品に係る手続き、その手間が本業に対してかかり過ぎると。うちの寄附商品としては出てます。ある程度数は少し出てるんですけど、それを大量に出すということに対しての人員を割くことができないと。もう一つは、実はそのおもてなし協会があるということは、イコール、クレーム対応もそういう組織でちゃんとやっているとということです。町の場合は、今生産者の方がそういう状況であるというのは現実でありますので、なかなかあまおうの量が出荷として出ていくということは今のところ少ないというのは現実であると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そういう状況の中で、新宮町はそれがうまくいって返礼品につながっているというふうに考えるんですけども、例えば新宮町に勉強に行き行って教えてもらうとか、そういう考えはないんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 後ほどの回答とも少し重なるところがありますが、基本的にふるさと応援寄附金をもらうためにそういうことをするという制度では本来ないはずだと思います。商工、観光振興をしていくということを含めたものに対して寄附をもらうと。恐らくここをどうやって町としてやっていくかを明確にしていくために、今言われるような商工会、もしくは観光協会がうちはありませんのでそういう新たな組織をつくっていくという

ことに対して新宮町から学び、その一つとしてふるさと応援寄附の運営の仕方とかそういうことは必要だと思いますので、そういうのはやっていきたいと思います。ただ、最初のスタートは、そちらがスタートじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 私は単純に、ふるさと納税、応援寄附金がもっと増えればもっと財政が豊かになって、永続的にということはないかもしれませんが、今よりももっともっと財源として有効な一つになるんじゃないかなと思うわけです。それをやるかやらないかは自治体の判断ですから、やったところはもらえるし、否定的なところはいつまでももらってないというようなことは現実にあると思うんですね。従って、久山町もいろんな財政が苦しいわけですから、そこに力を入れることによって何とか農業団体とか商工会等の利益に還元できるようなシステムをもっともっとお互いがウィンウィンになるような関係をつくっていけばもっと発展できるんじゃないかなということで、決して否定することなく、前向きに取り組んでいただければというふうに思ってます。最後に、その辺を踏まえて町長のお考えをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほども答弁させていただきましたが、否定的には一切思ってません。そのためにチャネルを増やしたり、新たな仕組みというのを毎年模索して、予算計上もさせてもらってる段階です。恐らく今言われるような話というのは、今日午前中にありました農業関係とか林業関係を含めて、そういう政策等も伴う、やはり時間のかかる問題だと思います。ただ、その制度に基づいてこちらのほうの応援寄附というのに共感してもらえるように私も進めていきたいと思っています。財源として確保していくことは大事だと思います。ただ、私としてこだわっていくのは、久山町というのはこういう町だよということをしっかりその中でもアピールをしたいなということは譲れないなと思っていますので、その辺で努力はしていきたいと引き続き思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 町長のお考えにぜひそのように取り組んでいただければと思いますので、期待させていただきたいと思います。

では、次の質問をさせていただきます。

昨年12月24日、Z O Z O創業者の前澤友作氏がふるさと納税10億円を地域の観光振興のために寄附する取り組みを行うとして、全国87の自治体に500万円から3,000万円を寄附し

たと発表しています。まず、久山町はこの取り組みに応募したんでしょうか。応募したのであればその結果を、応募していないのであればその理由は何かということをお聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際この取り組みに対して応募を行っておりません。その理由までお答えしても大丈夫ですか。

まず、ツイッターというごく限られた範囲での募集ということで、自治体として手を挙げられるところもありますが、今回の場合は恐らく挙げられてないところが多いと思います。そういうことに関して私たちもそういうことを捉えたときに、私たちが応募するということに対しては今回そういう特定の中での発信ということもありますので、うちとして応募をしてないというのが現状です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） このニュースによりますと、全国200の自治体に応募していると。自治体の数は全国で1,718ありますから、そのうちの200ということであれば11.6%の自治体に応募したということで、この中に久山町はなかったということになります。内容を見ると、町内を丸ごと観光資源と捉えて交流の拡大をしようという、第4次でもそういう町長のお考えがあるんですけども、前澤氏の提案については地域の観光振興のために寄附するというようなことだったわけですから何かしら提案に応えることができたのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 恐らく、今回そういうふうな話として結果なっていますが、もしこれが本当にどういうリスクがあるかどうかという判断もできないと思います。前澤さんがこういう寄附をしたということに対しては、一企業として社会貢献と言いつつも、会社としてのそういうことに対するある意味の個人としてのメリットも当然あるわけですから、行政としてはそこに対して慎重になっていくというのは、まず1回目というのはやむを得ないんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そういうリスクもあるかなと思うんですけども、例えば先ほど現在のふるさと納税の体制が兼任者が1人で、今はサブがついてるんですかね、今年は2人ということなんですけども、仮に応募したとすれば兼任の方が担当というふうになって、単に仕

事が増えるだけとか、やりたくてもやれないといえますか、そういう体制的な問題があるとか、そういったことではないんですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、ふるさと応援寄附について私は積極的です。ですから、職員に対して積極的に私がリーダーシップを出して指示をしていますので、そういう職員がそういうことで動いてないとか、そういうことはありません。ですから、そこは誤解のないようにお話ししたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 例えば副町長をトップにして、各課から若手の有志を募ってプロジェクトチームをつくって応募するとか、そういった統制も考えられるんじゃないかと思うんですけども、町長が積極的だということであれば、次の質問にもなりますけども、今年度もし仮にですよ、前澤氏からそういう何らかの提案があったときにどう対応されるか、お聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、この応援寄附という制度がある以上、最大限利用していきたいというのは私の意思でもあります。ただ、問題は、今回阿部議員からご質問をいただいて、私としても2点ちょっと気になることがありまして、何を自分の中で今回のふるさと応援について捉えていくべきなのかなというのを考えたんですが、1点は久山町というブランドをどうやって維持するかということですね。要するに、もろ手を挙げてそういうふうに挙げていく。それによっていい結果になればいいし、悪い結果になった場合もやはり起こる。それによって、よそのベッドタウン化の町とはちょっと一線違う、久山町といえばこういうまちづくりをやってきたというところがありますので、そういうことに対しても少し考えるところがあるというのは一つあります。

もう1点は、ここは大きなところで、先ほどもお話ししましたように、本来こういうことをやっていきますよということを明確に持っていれば、すぐでもそういう対応はできると思います。どうしても観光事業というのが久山町は弱い面がありましたので、そういうものを明確に早急にすることによって、こちらの方の対応というのは違和感なくやれるんじゃないかというふうに思っていますので、そこがポイントかなと思っていますので、それに努めていきたいと思っています。

その結果によって、この制度の信憑性というか、実際にもう一回行われておりますので、その判断は当然できると思います。私たちの制度がこれに合致をして、応援寄附として申請ができる、応募できるものであればやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

次回どういう提案があるのか、あるのかないのかも分かりませんが、もしあれば、そういう内容であれば、さっき言った体制がとれて、若手の育成にもなるし、各課の交流にもなったりいろんなことが前向きにできるということも考えられますので、ぜひそういったところで町長の意識といいますか、懸念のところも踏まえて取り組んでいただければというふうに思います。ぜひ期待をしていきたいというところでございます。話題性にもなり、取り組みを見守りたいというふうに思います。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時27分